

神奈川県社会的養育推進計画

改定案

目次

1 はじめに	・ ・ ・ 1
（１）計画改定の趣旨	・ ・ ・ 1
（２）計画の位置付け	・ ・ ・ 1
（３）計画期間	・ ・ ・ 2
（４）対象地域	・ ・ ・ 2
（参考）用語の説明・定義	・ ・ ・ 3
2 本県の子どもを取り巻く状況	・ ・ ・ 4
（１）少子化の進行	・ ・ ・ 4
（２）子どもと家庭を取り巻く状況	・ ・ ・ 4
（３）県所管域の社会的養護の状況	・ ・ ・ 6
3 社会的養育の体制整備の基本方向と全体像	・ ・ ・ 7
（１）基本方向	・ ・ ・ 7
（２）全体像	・ ・ ・ 7
4 前期計画の取組結果	・ ・ ・ 9
（１）子どもの権利擁護の推進	・ ・ ・ 9
（２）子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進	・ ・ ・ 12
（３）家庭と同様の環境における養育の推進	・ ・ ・ 17
（４）代替養育を経験した子どもの自立支援の推進	・ ・ ・ 23
5 代替養育の需要量と供給量	・ ・ ・ 28
（１）現況	・ ・ ・ 28
（２）代替養育を必要とする子ども数（需要量）	・ ・ ・ 29
ア 国の考え方	
イ 本県の考え方	
ウ 前期計画における推計と実績との比較	
エ 後期計画における推計	
（３）里親等の供給量	・ ・ ・ 32
ア 里親登録の増加数の見込み	
イ 里親の稼働率の見込み	
ウ 平均委託児童数の見込み	
エ 委託児童数の見込み	
（４）乳児院・児童養護施設等の供給量	・ ・ ・ 34

ア	乳児院の供給量の見込み	
イ	児童養護施設の供給量の見込み	
ウ	児童自立支援施設・児童心理治療施設の供給量の見込み	
(5)	代替養育の需要量の充足状況	・ ・ ・ 35
(6)	里親委託率の目標値との比較	・ ・ ・ 36
6	取組みの方向（４つの柱）	・ ・ ・ 38
(1)	子どもの権利擁護の推進	
(2)	子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進	
(3)	家庭と同様の環境における養育の推進	
(4)	社会的養護経験者等の自立支援の推進	
7	具体的な取組み	・ ・ ・ 39
(1)	子どもの権利擁護の推進	・ ・ ・ 39
ア	子どもの意思形成と意見表明のための支援	
イ	子どもの意見を聴き、代弁する支援	
ウ	子どもの権利擁護に係る環境整備	
エ	子どもへの虐待の禁止の徹底	
(2)	子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進	・ ・ ・ 43
ア	児童相談所の体制強化と関係機関との連携強化	
イ	子どもの権利が守られ適切なケアを提供する一時保護	
ウ	市町村の子ども家庭相談体制の強化に向けた支援	
エ	乳児院における子ども家庭支援の新たな展開	
オ	支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組み	
(3)	家庭と同様の環境における養育の推進	・ ・ ・ 49
ア	子どものパーマネンシーを保障する支援体制の構築	
イ	里親等への委託の推進	
ウ	児童養護施設等の高機能化等	
エ	障害児入所施設における支援	
(4)	社会的養護経験者等の自立支援の推進	・ ・ ・ 55
ア	社会的養護経験者等の自立支援ニーズの把握と支援	
イ	成人期へつなぐ子どもの自立支援の推進	
8	計画の進捗管理・評価	・ ・ ・ 58

1 はじめに

(1) 計画改定の趣旨

県ではこれまで、「社会的養護の課題と将来像」（平成 23 年 7 月）、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（平成 24 年 11 月）を踏まえ、児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護を推進する計画として「神奈川県家庭的養護推進計画」（平成 27 年 3 月）を策定し、平成 27（2015）年度から平成 41（2029）年度までの 15 年計画として、5 年ごとの重点的な取組みを定めて取り組んできました。

その後、平成 28 年の「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）」において、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先の原則が明記されました。この理念のもと示された「新しい社会的養育ビジョン」（平成 29 年 8 月）を踏まえ、社会的養育を必要とするすべての子どもの権利を保障し、自立支援を進め、子どもの最善の利益を実現していくために、『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」（平成 30 年 7 月 厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、新たな項目を加え、令和 2 年 3 月に令和 2 年度から令和 11 年度の 10 年間を計画期間とする「神奈川県社会的養育推進計画」を策定し取り組んできました。

本計画においては、前期（令和 2 年度から 6 年度まで）の最終年度である令和 6 年度に進捗状況を検証のうえ、後期（令和 7 年度から令和 11 年度まで）の計画を見直すこととしています。

そこで、前期における本県の取組みの現状と課題を整理するとともに、『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」（令和 6 年 3 月 12 日付けこども家庭庁支援局長通知）に基づき、厚生労働省が設置した社会保障審議会児童部会社会的養育専門員会の令和 3 年度の報告書における指摘（社会的養育推進計画を資源の計画的な整備方針のための計画とし、里親数、施設数に加え、児童家庭支援センター等の各種機関、権利擁護等の体制などについても整備計画の作成を行い、適切な指標を設けて実態把握・分析を行っていく必要がある）や、令和 4 年の児童福祉法改正（令和 6 年度施行）の趣旨（妊産婦等生活援助事業の整備や里親支援センターによる一貫した里親支援体制の構築、児童自立生活援助事業等の推進等の制度改正）を反映し、計画を改定することとしました。

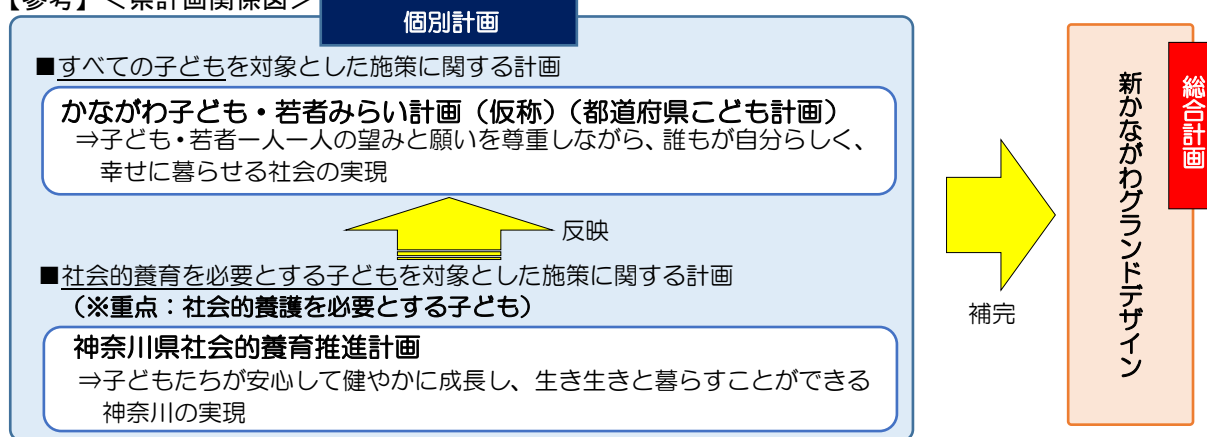
本計画では、児童福祉法第一条に謳われた児童福祉の原理を踏まえ、すべての子どもの権利を守ることを前提に、特に、社会的養護を必要とする子どもを心身ともに健やかに育成するための施策を重点的に示し、子どもたちが安心して健やかに成長し、生き生きと暮らすことができる神奈川の実現を目指します。

(2) 計画の位置付け

県の総合計画である「新かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画とします。

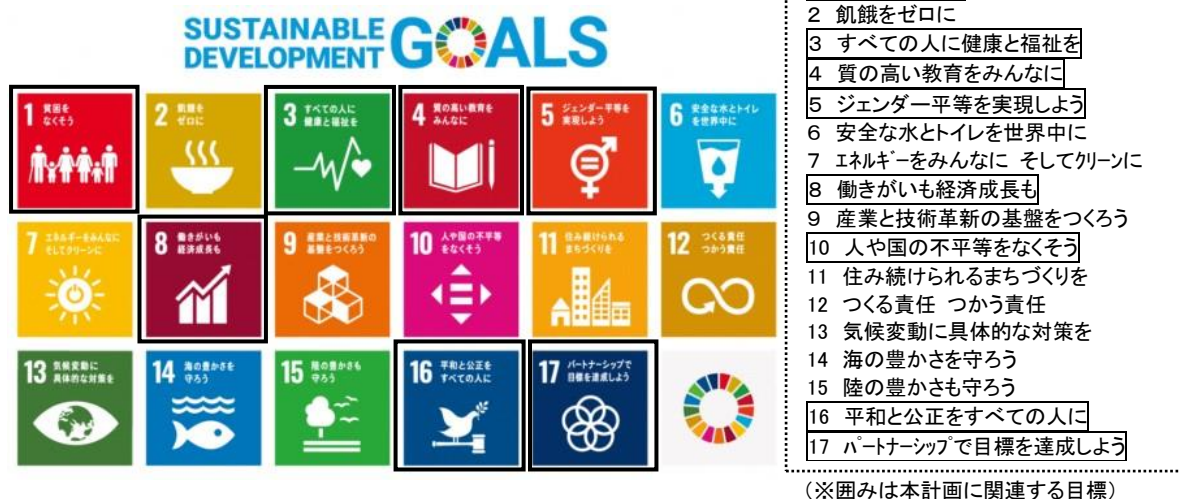
また、子どもの健全育成等を目的とし、すべての子どもを対象とした施策に関する計画である「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」の中に本計画の内容を反映しています。

【参考】＜県計画関係図＞



さらに、本計画の目指す姿である、子どもたちが安心して健やかに成長し、生き生きと暮らすことができる神奈川の実現は、SDGs（※）の理念や目標の一部を共有するものであり、37 ページ以降に記載する「4つの柱」の推進に取り組むことにより、持続可能な神奈川の実現を図り、SDGs の目標達成にも役割を果たしていきます。

【参考】＜SDGs（世界を変えるための 17 の目標）＞



※ SDGs（エスディージーズ）：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）

平成 27（2015）年 9 月の国連において、全会一致で採択された「持続可能な開発目標」。先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、2030 年を期限として、貧困、健康と福祉、教育など、17 のゴール（目標）と 169 のターゲットから成る。

（３）計画期間

令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間とし、令和 2 年度から令和 6 年度までを前期計画、令和 7 年度から令和 11 年度までを後期計画とします。

（４）対象地域

政令指定都市（横浜市、川崎市、相模原市）及び児童相談所設置市（横須賀市）（以下、「政令指定都市等」という。）を除く県所管域とします。

ただし、県全体として取組みを進める必要があることから、政令指定都市等と連携・調整して計画の実現を目指します。

（参考）用語の説明・定義

◆ 社会的養育

社会的養育とは、社会が子どもの養育に対して保護者（家庭）とともに責任を持ち、家庭を支援することです。対象は全ての子どもで、家庭で暮らす子どもから代替養育を受けている子ども、その胎生期から自立までが対象となります。

◆ 社会的養護

子どもの成長発達の保障のために、保護者への養育支援や子どもへの直接的な支援を届けることが必要であると行政機関が判断して、子どもに確実に支援を届けるサービス形態のことです。

- 例）・児童相談所の在宅指導措置（児童福祉法第27条第1項第2号）
・里親・施設等への措置（児童福祉法第27条第1号第3号）
・一時保護（児童福祉法第33条）
・自立援助ホーム、障害児施設（保護者と施設の契約によるもの）やショートステイ、母子生活支援施設への入所

◆ 代替養育

保護者から分離された子どもに提供される養育で、一時保護を含みます。

◆ 里親等委託率

乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホームへの措置・委託児童の合計に対する里親及びファミリーホーム委託児童数の割合を言います。

◆ フォスタリング業務

里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における子ども等への支援に至るまでの一連の業務です。

◆ パーマネンシー保障

本計画においては、子ども自身がずっとともにいてくれると感じる信頼できる大人との、途切れないつながりを土台として、子どもが成長していくことを実現することを指しています。

◆ 自立

本計画においては、心理的身体的に安全で安心な居場所が確保できていて、他の人とつながりながら自らの意思決定に基づき、社会の中で暮らすことを指しています。

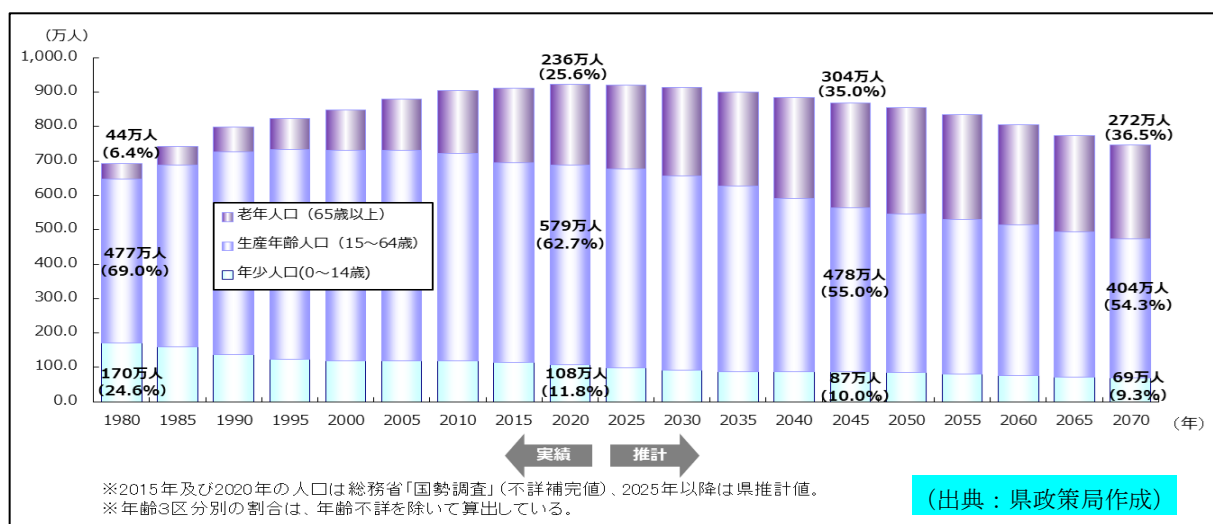
2 本県の子どもを取り巻く状況

(1) 少子化の進行

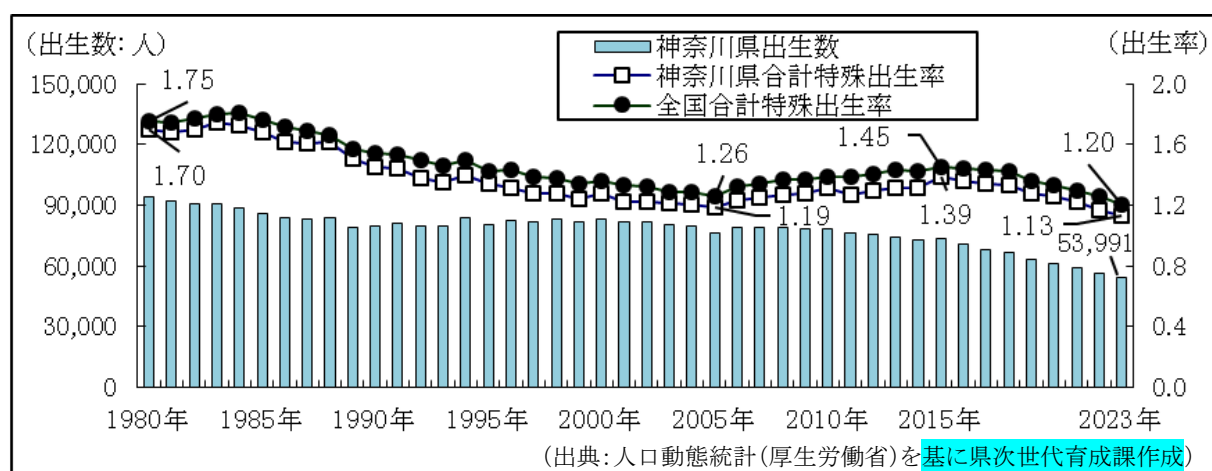
本県の0～14歳の年少人口は、減少傾向が続いており、1980年の約170万人に対し、2020年は約108万人となっています。将来人口推計では、2045年には約87万人に、2070年には約69万人に減少すると見込まれています。（図表1）

また、出生数は、1980年の約9.4万人に対し、2023年には約5.4万人と減少傾向が続いています。合計特殊出生率は、2005年に1.19を記録した後は一時的に上昇に転じていたものの、2023年は1.13と過去最低を記録し、依然として人口が長期で安定的に維持される人口置換水準（2.07）を大幅に下回っています。（図表2）

■図表1：県の年齢3区分別の人口推計（中位推計）



■図表2：出生数、合計特殊出生率の推移（全国、神奈川県）



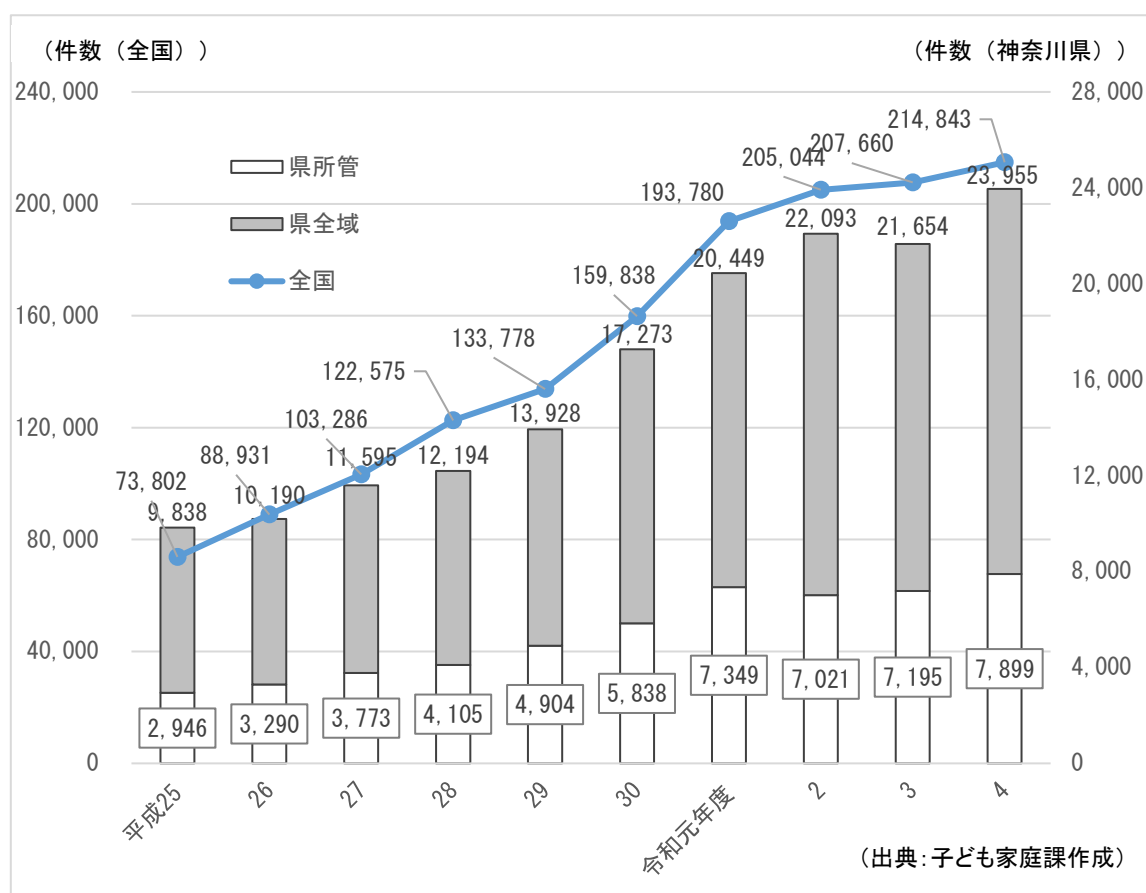
(2) 子どもと家庭を取り巻く状況

少子化が進行する一方で、児童相談所における虐待相談対応件数は増加傾向にあります。令和

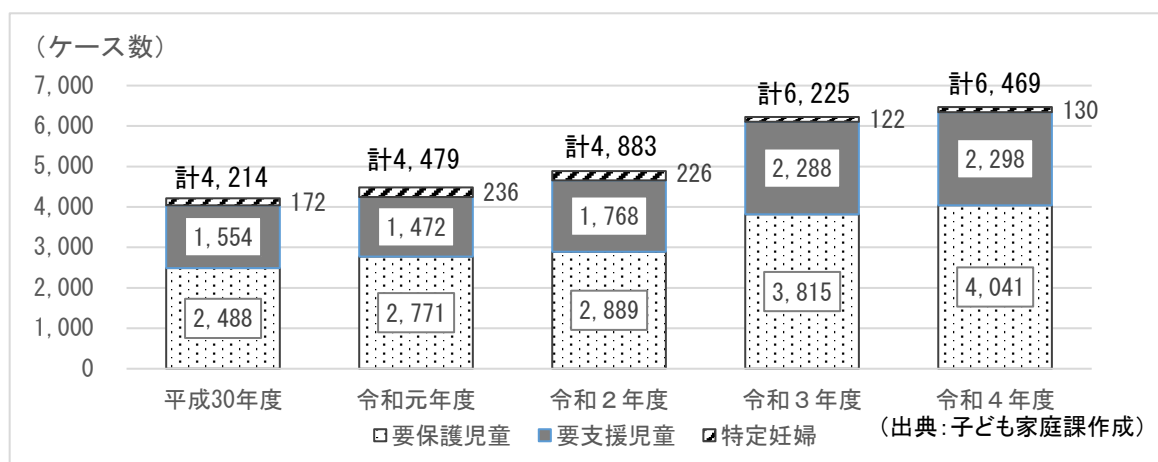
5年度の県所管域の受付件数は7,449件を記録し、県全体及び全国でも過去最高の件数となりました。（図表3）この背景には、家族形態の多様化や地域のつながりの希薄化、貧困の連鎖や経済格差等により保護者や子どもたちを取り巻く環境が厳しくなっており、子育て家庭が抱える問題も多様化、複雑化していることが考えられます。一方、児童虐待に対する社会的認知の高まりや、警察からの通告件数の増加という側面も挙げられます。

また、県所管市町村の要保護児童対策地域協議会で対応しているケース数も増加傾向にあり、様々な支援を必要とする子どもが増えていると考えられます。（図表4）

■図表3：児童相談所における児童虐待に関する対応件数の推移（全国、神奈川県（全県、県所管））



■図表4：県所管市町村の要保護児童対策地域協議会で対応しているケース数

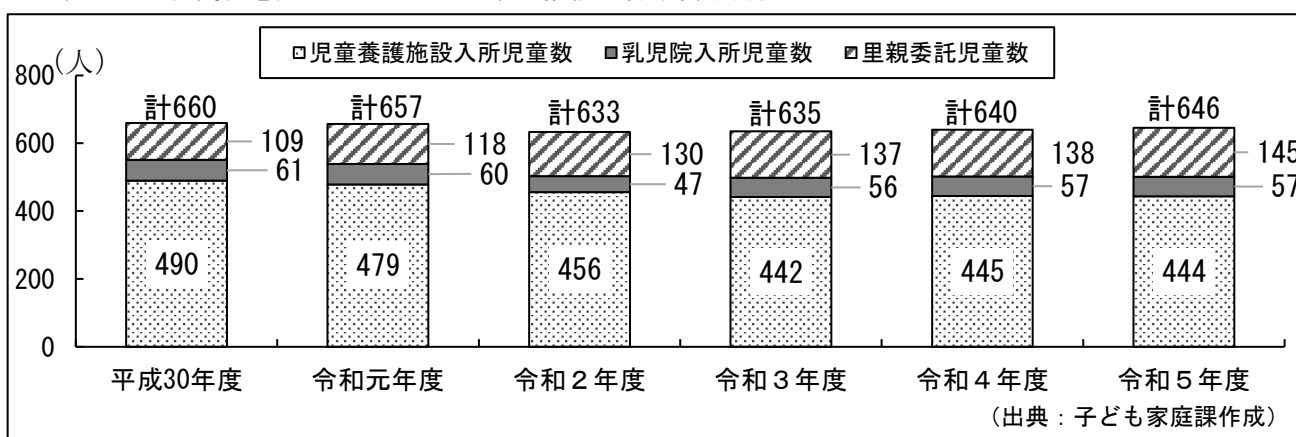


（３）県所管域の社会的養護の状況

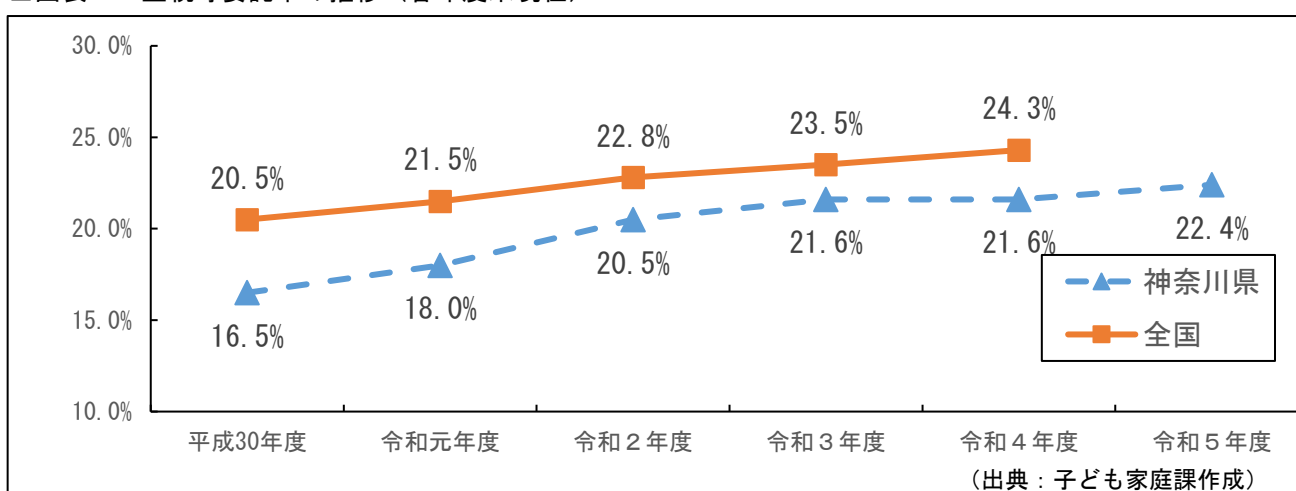
本県における各年度末時点の乳児院、児童養護施設及び里親家庭で代替養育を受けている子ども数は、近年、650 人前後でほぼ横ばいで推移しています。（図表５）このうち、里親及びファミリーホームに委託している子どもの割合である「里親等委託率」は増加傾向にあり、令和５年度は22.4%となっていますが、全国平均を下回っています。（図表６）

児童相談所の一時保護所や、施設や里親等に委託により一時保護される子どもの数は、コロナ禍に減少したものの、その後再び増加傾向にあります。（図表７）

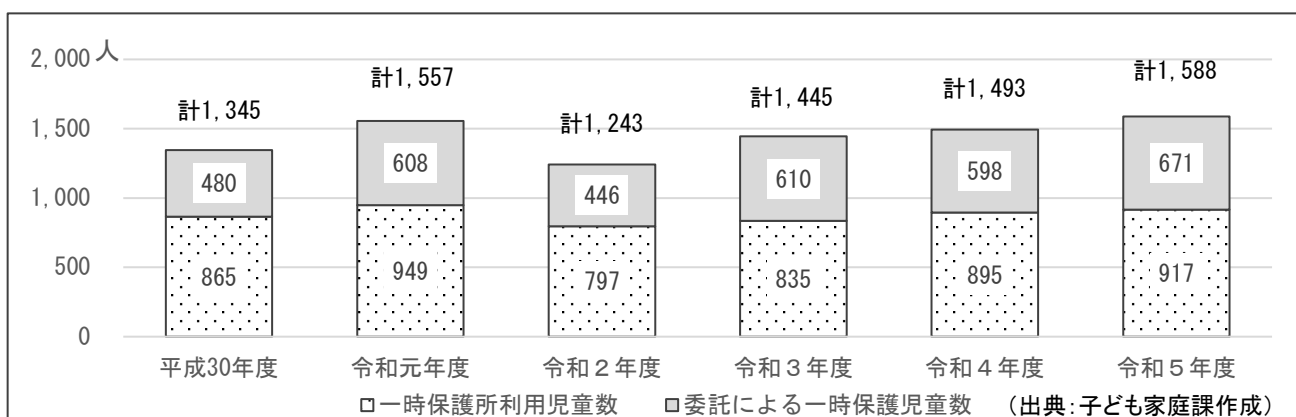
■図表５：代替養育を受けている子ども数の推移（各年度末現在）



■図表６：里親等委託率の推移（各年度末現在）



■図表７：一時保護の状況



3 社会的養育の体制整備の基本方向と全体像

(1) 基本方向

平成 28（2016）年の「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）」で明確化された「子どもの権利保障」と子どもの「家庭養育優先原則」を念頭に置きながら、**本県**におけるこれまでの家庭への養育支援や代替養育・自立支援の取組みを踏まえ、今後、社会的養育体制の充実を図り、子どもたちが安心して健やかに成長し、生き生きと暮らすことができる神奈川の実現を目指します。

また、子どもが権利の主体であるという理念を、当事者である子どもと、その保護者や養育者がしっかりと**理解**し、子どもを中心として、子どもの意見が尊重され、子どもの最善の利益が実現できるような取組みを**子どもの目線に立って**進めていきます。

なお、本計画は、「家庭養育優先原則」を前提に、代替養育を必要とする子どもの里親やファミリーホームへの委託を進めることを柱の一つとしていますが、里親等における養育と施設における養育にはそれぞれの良さがあり、どのような養育環境が適するかは個々の子どもによって異なります。最も重要なのは、子どもの最善の利益を実現する観点から、子ども一人ひとりに合った養育環境を提供し、子ども自身がずっとともにいてくれると感じる信頼できる大人との、途切れないつながりを土台として、子どもが成長していくことを実現することであり、本計画の推進に当たっては、このことをすべての取組みに共通する最優先事項とします。

(2) 全体像

社会的養育の体制整備に当たっては、子どもや家庭のニーズを把握し、子どもの安全の確保や適切な保護、その他の支援を行う児童相談所や市町村の子ども家庭相談などの支援体制を強化するとともに、学校、警察、医療等の関係機関と連携した家庭への養育支援及び代替養育を必要とする子どもへの支援を推進します。

児童相談所においては、体制及び専門性を強化するため、平成 28（2016）年以降の児童福祉法等の改正内容を踏まえ、人材の確保・育成、多様な専門職や機関との連携を進めていきます。

また、**令和 4 年児童福祉法改正により市町村に包括的な子ども支援機関としてこども家庭センターが設置されたことも踏まえ、**県と市町村が連携し、**乳児院、児童養護施設、里親等の社会的養護の資源を市町村が行う家庭支援事業等の子ども家庭支援に活用するなど、**県と市町村との垣根を越えた取組みにより、できるだけ子どもが家庭や地域とのつながりを維持しながら生活できるよう、**子育てに困難がある家庭に対して様々な角度から重層的にサポートしていきます。**

代替養育を必要とする子どもへの支援においては、子どもが安心でき、保護者や養育者との温かく安定した関係の中で愛着関係を育み、個々の発達課題に向き合いながら、**様々なことを経験して、**その子らしく成長し、自立できるように支援していくことが必要です。

この子どもへの支援は、「家庭と同様の養育環境」とされる里親等への委託での養育を積極的に検討することとします。また、養子縁組等の検討対象となる子どもについては、十分なアセスメントやマッチングを行い、子どもの最善の利益につながるかどうかを慎重に検討しながら進め

ます。

代替養育において、家庭養育優先の原則を実現するためには、里親の数を増やし、包括的な里親養育を支援する体制（フォスターリング体制）を整えて、里親養育を推進していく必要があります。児童相談所のほか、社会福祉法人等と連携した取組みにより、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親や子どもへの支援、里親委託措置解除後の支援を行う体制を、強化・推進していきます。

「家庭と同様の養育環境」では養育困難な専門的ケアを必要とする子どもなど、施設での養育が必要な子どもに対して、子どもの個別ニーズに配慮しながら「できる限り良好な家庭的環境」を提供できるよう、小規模グループケアを進めていきます。また、子どもが地域との関係の中で成長できるよう、施設において地域とのつながりが十分確保された養育を提供できるように取り組んでいきます。なお、医療や心理的ケアを必要とする子どもについては、多様な専門職によるケアが受けられるような体制を整えていきます。

国においては、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組みを進める方向性を示しています。本県では、各施設が安定的な運営ができるような支援を行い、さらに施設機能を強化するため、「できる限り良好な家庭的環境」を目指しつつ、県内の各施設の養育理念や特色を生かして、施設での養育体制の整備を進めていきます。また、市町村を通じて各地域の実情を把握し、家庭支援事業など、地域で生活する子どもや家庭の支援ニーズにも施設機能を生かす取組みを検討していきます。

さらに、ケアニーズが非常に高い子どもについては、その抱える課題に応じて、児童自立支援施設、児童心理治療施設、障害児入所施設の活用や、医療機関との連携を引き続き進めていきます。

本県では、国の目標を念頭に置きながら、代替養育を必要とする子どもの状態に応じた適切な支援が行えるよう、養育を共に担う里親等と施設について十分な供給量を確保するとともに、子どもの最善の利益を実現する観点から、個々の子どもに応じた支援の質が保てるような養育環境の確保や取組みを推進します。

代替養育を経験した方の自立支援については、心理的身体的に安全で安心な居場所が確保できていて、他の人とつながりながら自らの意思決定に基づき、社会の中で暮らすことができるようになるために、必要な支援体制の整備を図るとともに、施設退所や里親委託終了後に困難を抱えた時に、信頼できる他者に相談できる力を育めるようにしていきます。加えて、18歳以降も、個々の状況に応じて措置延長や児童自立生活援助事業による自立支援を行うほか、虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった方も含め、社会的養護自立支援拠点事業を活用して、それぞれの方のニーズに応じた支援を提供できるようにしていきます。

本計画の取組みについては、子どもをはじめとする当事者及び、児童相談所、市町村の要保護児童対策地域協議会やこども家庭センター、民間施設等の各支援機関の実態を把握した上で、毎年度評価指標により自己点検・評価を行い、明らかになった課題に応じて整備目標や取組内容を見直していきます。

4 前期計画の取組結果

前期計画の「具体的な取組み」に記載した項目について、前期における取組結果と課題について振り返ります。目標値を設定している里親等委託関連の評価項目については、目標の達成見込み、達成・未達成（見込み）の要因についても検討します。

柱1 子どもの権利擁護の推進

ア 子どもの意思形成と意見表明のための支援

<取組状況>

●子どもの権利理解と意見表明の促進

- ・子どもが権利の主体であるという視点から、子どもの意見も踏まえ、令和4年度に子どもの権利ノートを見直し、令和5年度から新しい権利ノートを活用しています。
- ・令和2年度から子どもの意見表明支援事業で施設等を訪問し、個別に意見形成、意見表明、代弁等を支援しています。

■図表8：子どもの意見表明支援事業の実施状況

	R2 第1回	R2 第2回※1	R3※2	R4※2	R5
訪問施設数	6	6	6	6	7
里親訪問数	0	0	0	1 ※3	0
参加児童数(延べ)	58	54	51	41	91
参加児童数(実)	46	49	51	41	91

※1 新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言発出のため、予定していた施設訪問を令和2年度内に終えられず、令和3年度にかけて実施。

※2 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、回数を減らして実施。

※3 令和4年度の里親家庭への訪問は令和5年3月に実施。

●子ども集会等の開催

- ・児童養護施設や里親家庭で暮らす子どもたちなどが集まって、主題となるテーマについての話合いや「自分たちの施設でのルール」や「将来について」などの意見交換する、「施設や里親家庭で暮らす子どもたちの話し合いの場」を県が主催して令和6年度から実施しています。

<課題>

- ・意見表明支援、意見聴取等措置など、権利擁護の取組が充実してきており、支援に本人の意向がより反映されるようになってきていますが、重大な決定の判断の時に突然意見を聞かれても、子どもが自分の意見を述べるのは困難です。また、子どもが自ら声を上げることが一時保護につながる例がありますが、より早い時期に声を上げてくれれば、よりの確な対応を図ることができるため、小さい頃から育ちの過程の中で意見を表明するような機会が必要です。
- ・子どもの権利について、権利ノートにより説明しており、説明のマニュアルも作成していますが、説明した結果どれだけ子どもに伝わっているかは確認できていません。子どもの状態に合わせた説明の方法の標準化を図り、権利ノートを渡した後も、繰り返し説明がで

きているか、子どもにきちんと伝わっているかななどをアンケート等により把握する体制を整備する必要があります。

- ・「施設や里親家庭で暮らす子どもたちの話し合いの場」の開催については、意見を言える子どもの意見だけを聴くということにならないよう、意見を言えない子どもたちが意見を言う力を引き出すことも行っていく必要があります。

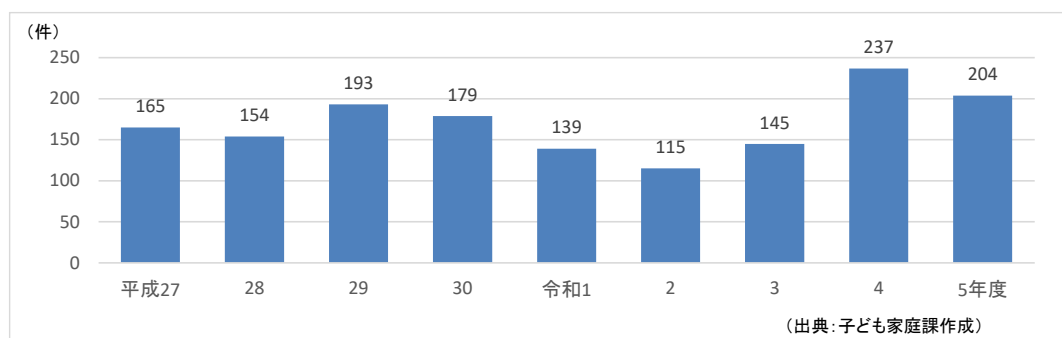
イ 子どもの意見を聴き、代弁する支援

<取組状況>

●子どもの人権相談室事業の強化

- ・子ども専用の電話相談「人権・子どもホットライン」で、毎日9時～20時に電話による相談を受け付け、相談しやすい体制を構築しています。

■図表9：人権・子どもホットライン相談件数



- ・令和3年度から児童養護施設等の基幹的職員を対象とした人権研修の一環として、子どもの意見表明支援に関する普及・啓発研修を行っています。

■図表10：児童福祉施設の職員を対象とした権利擁護研修の実施状況

年度	R1	R2	R3	R4	R5
実施回数(回)	5	4	4	5	
参加人数(人)	165	183	277	184	

(出典：中央児童相談所虐待対策支援課調べ)

●子どもの意見の代弁（アドボカシー）事業の推進

- ・また、令和6年4月から、意見表明等支援事業の総合調整を行う「かながわ子どもの声センター」を設置し、県で養成した「意見表明等支援員」が施設等を訪問して、子ども自身の望みや願いを聞き取り、その内容を支援に反映する取組を始めました。
- ・個別の支援計画の作成に当たっての意見聴取等措置について、令和5年度は、児童相談所がプロジェクトチームを組んで検討を行い、令和6年度から意見聴取に取り組んでいます。

<課題>

- ・意見聴取の前段として職員から子どもへの説明が必要ですが、子どもの立場に立って理解できるような説明となっていない場合があり、意見聴取の取組みや子どもへの説明方法等を児童相談所職員に周知し理解を徹底していく必要があります。
- ・かながわ子どもの声センターの取組みについて、子どもがどのように受け止めているのかを把握するため、定期的に調査し、事業に反映していく必要があります。

- ・児童相談所の援助方針会議の前段となる合同ミーティングに子ども本人が入っていなかったり、施設において支援計画策定に子どもが参画する度合いが施設ごとに異なるなど、自らの支援に子ども自身の意見が十分に反映されていない場合があるため、子どもの意向に基づき子どもの状態に合った参画方法を準備し、子ども自身が参画する体制を整える必要があります。

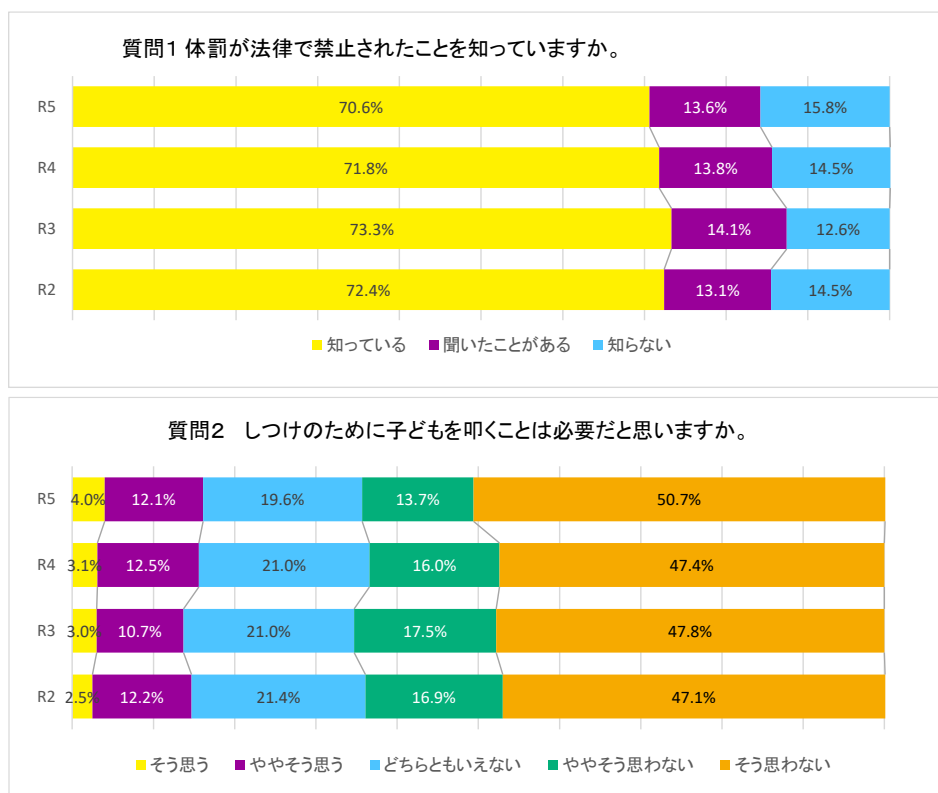
ウ 子どもへの虐待の禁止の徹底

<取組状況>

●体罰禁止及び体罰によらない子育てについての周知啓発

- ・保護者や子ども向けの啓発事業として、リーフレットや動画の作成、研修を実施しました。
- ・体罰に関する意識調査として、アンケート調査を実施。体罰の禁止が法定化されたことの認知度や体罰の容認度などを調査しています。

■図表 11：体罰防止普及啓発事業の取組



<課題>

- ・体罰が法律で禁止されたことを知っている人が約7割、しつけのために子どもを叩くことが必要だと思わない人が6割強となっていますが、体罰が法律で禁止されたことを知らない人や、しつけのために子どもを叩くことが必要だと思う人が令和2年から5年にかけて微増しており、引き続き啓発活動を行っていく必要があります。

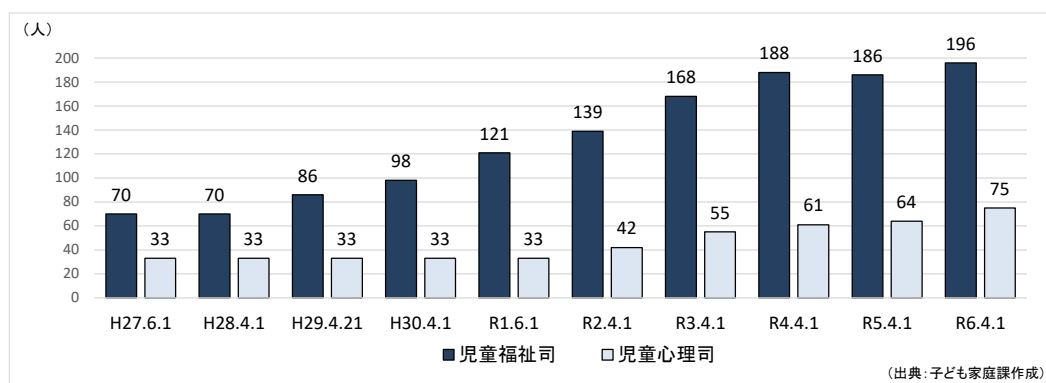
柱2 子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進

ア 児童相談所の体制強化と関係機関との連携強化

<取組状況>

- 児童虐待事案に迅速・的確に対応できる児童相談所体制の構築
 - ・児童相談所の福祉司や心理司の増員を図っています。

■図表 12：児童福祉司・児童心理司の配置数



■図表 13：児童相談所職員を対象とした研修の実施状況

年度	R1	R2	R3	R4	R5
実施回数(回)	20 (4)	11 (1)	23 (4)	31 (4)	
参加人数(人)	493 (90)	247 (28)	550 (89)	627 (66)	

※ 「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」の「児童相談所及び市町村職員専門性強化事業」に該当する研修

※ () は、市町村児童相談職員向けに実施した研修

※ R2年度の市町村児童相談職員向け研修は、書面開催

・過重な労働、虐待通告の増加、複雑化した対応の連続により働く職員の疲弊を防ぐため、人材育成・働き方改革担当会議を設置し、階層別ワークショップを行うなど、横のつながりを大切にし、自由な議論の中で心理的な安心感が得られる取組みを継続しています。

- 児童相談所の法的対応を強化するための相談体制の整備
 - ・県所管6児童相談所に非常勤弁護士を配置して毎週の援助方針会議に同席、法的対応について助言等を得るとともに、常時、電話等での相談も可能な体制を構築しています。
 - ・令和7年6月から施行される一時保護開始時の司法審査に向けて、対応や課題等を整理し、準備しています。
- 厚木児童相談所新築工事
 - ・令和4年度から供用開始しており、一時保護所の居室の個室化、明るく温かみのある施設環境の整備等を実現しています。
- 相談しやすい体制整備による虐待の未然防止と早期発見・対応の推進
 - ・子どもや家庭について電話相談を受け付けるとともに、児童虐待相談（通告）を24時間365日いつでも対応できるようにすることによって、育児不安の解消、虐待の早期発見、早期対応を図っています。
 - ◎子ども・家庭 110番 毎日9時～20時
 - ◎全国児童相談所共通ダイヤル 24時間365日

- ・子ども本人や若い世代の保護者など、より幅広い層からの相談を受け入れやすくするため、平成31年2月の試行を経て、令和元年10月に「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を開設し、相談を受け付けています。

◎かながわ子ども家庭110番相談LINE 月～土 9時～21時

●関係機関間のさらなる連携強化

- ・児童虐待を含め、子どもを取り巻く環境が複雑化している状況があり、1つの機関だけで解決を図ることが難しくなっています。子どもや家庭に関わる機関の連携をより一層深め、それぞれの機関ができることを確認し、役割を果たしていく必要があります。

●児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証と再発防止

- ・検証作業で課題とされた事項や、それに基づき得られた提言を元に、支援機関とも共有してきました。今後も取組みに反映させ、再発防止に向けた取組みを継続していきます。

<課題>

- ・毎年、児童相談所の児童福祉司や児童心理司の増員を図っていますが、結果として、経験の浅い職員が増えています。一方、その経験の浅い職員を指導教育できる職員が不足しています。人材育成のための研修とともに、日常的なOJTの場も確保する必要があります。
- ・児童相談所は、職員が異動で代わってしまうため、長期にわたり子どもや家庭の支援を行うに当たっては、十分な引継や他機関との連携が必要です。
- ・虐待する家族に対して、児童相談所が指導するというあり方では、親が子どもの権利を守る取組みに当事者として主体的に参画することが難しくなります。指導から支援へ、そして協働へ重点をおくため、職員の専門性の強化が必要です
- ・相談窓口について、夜間の利用といった利便性の向上を検討する必要があります。

イ 子どもの権利が守られ適切なケアを提供する一時保護

<取組状況>

●児童相談所の人材確保・育成

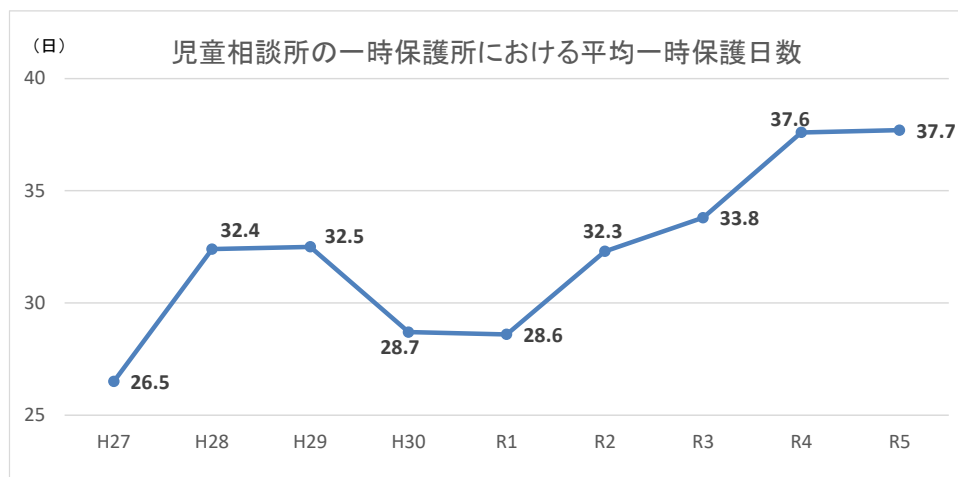
- ・被虐待の影響でトラウマを抱えた子ども、発達障害がある子ども、愛着障害がある子どもなど、一時保護所で様々な課題がある子どもへのケアを行う一時保護所職員や、ソーシャルワークの中心となる児童福祉司を始めとする児童相談所職員への研修を、毎年度実施しています。
- ・児童相談所の所長等をメンバーとする、一時保護所の権利擁護プロジェクトにおいて、国の「一時保護ガイドライン（H30.7.6通知）」を踏まえ、適切な一時保護の検討を進めました。その後、令和4年児童福祉法改正等の施行等に伴い改正された新たな「一時保護ガイドライン（R6.3.30通知）」を踏まえ、一時保護改革プロジェクトにより、一時保護所マニュアルの見直しを検討しています。

●厚木児童相談所新築工事（再掲）

●子どもの状況に応じた施設や里親等への委託による一時保護の実施

- ・個別のケースの状態を考慮しながら、施設や里親宅への一時保護を実施しています。一方で、一時保護の長期化が課題となっています。

■図表 14：一時保護の状況



●一時保護所の自己評価及び第三者評価の実施

- ・令和3年度までに県が設けている3か所の一時保護所の第三者評価を試行し、令和6年度から毎年度1か所ずつ第三者評価を実施しています。

●子どもの意見の代弁（アドボカシー）事業の推進（再掲）

<課題>

- ・令和5年度の平均入所率は118.3%と定員を上回り、平均一時保護日数も37.7日と長期化傾向にあり、保護期間が1年超の子どももいる状況です。一時保護のニーズに応えられるような保護所の定数を算出して必要な数を確保する必要があります。どうしても長期化してしまう場合、理由と背景を把握し、子どもの権利が守られる一時保護の環境を整える必要があります。
- ・虐待に伴う一時保護の割合が高くなり、その他の理由での保護ができなくなっている可能性があります。
- ・一時保護に際しての子どもへの説明が、子どもに分かるように行われているか現状を把握するとともに、子ども自身が正しい情報を基に判断できるよう十分な説明を行う仕組みを組織として整備していく必要があります。
- ・一時保護所の改善を図るに当たっては、第三者評価の結果を踏まえるほか、一時保護所に保護されている子ども本人の意見を聴き、反映していく必要があります。
- ・在籍校に通学しても一時保護の目的が果たせる子であっても、児童相談所3か所に設置されている一時保護所からすべての地域へ通学することは物理的に困難なため、一時保護所以外で通学が保障できるよう一時保護委託の活用が必要です。

ウ 市町村の子ども家庭相談体制の強化に向けた支援

<取組状況>

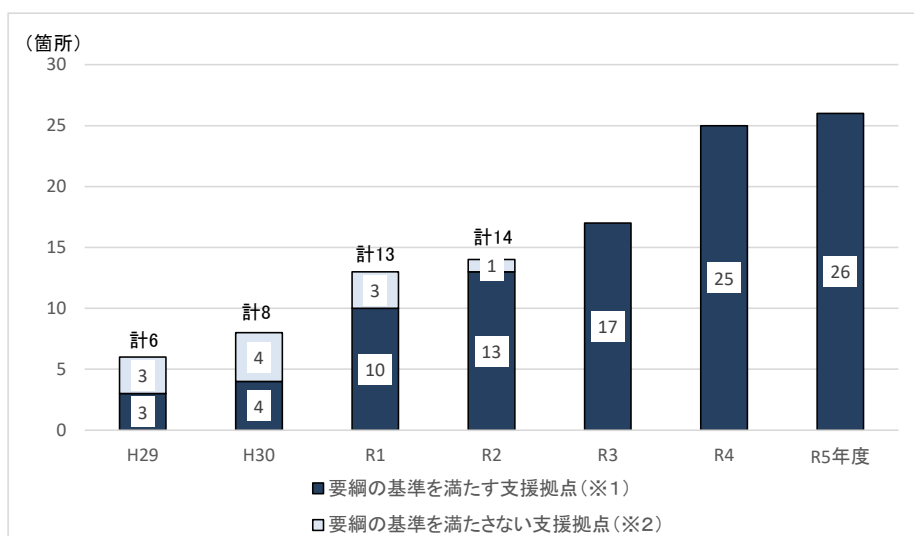
●市町村職員を対象とした専門研修や情報共有の機会の確保

- ・中央児童相談所虐待対策支援課が主催し、市町村要保護児童対策地域協議会調整担当者研修やその他市町村職員を対象とした研修を行っています。
- ・市町村児童福祉主管課長会議を開催し、各自治体の取組状況について共有の機会をつくるとともに、市町村と情報共有を行っています。

●児童相談所による市町村支援の強化

- ・中央児童相談所に配置された市町村支援担当福祉司を中心に、各児童相談所のSVが管内市町村の要保護児童対策地域協議会をサポートする研修等を実施しています。

■図表 15：市町村子ども家庭総合支援拠点設置状況



※令和6年度以降子ども家庭センターに移行

＜課題＞

- ・市町村の家庭支援事業の実施に当たっては、児童養護施設や里親など、社会的養護の資源の活用が想定されており、県、市町村、施設等が、それぞれの業務内容や役割、強み、ニーズ等について共有できるような仕組みが必要です。また、市町村や地域には、児童養護施設や里親、社会的養護が必要な子どものことを、もっと知ってもらう必要があります。
- ・児童相談所と要保護児童対策地域協議会の会議において、特定妊婦・要保護児童・要支援児童の判断基準のすり合わせは行っていますが、市町村ごとに受理状況に差があり、支援が必要な方が支援機関に適切につながっているかの確認が必要です。
- ・これまで、県では、地域の支援に係る市町村との連携は、要保護児童対策地域協議会と児童相談所で分担しており、児童家庭支援センターは設置してきませんでした。今後、県と市町村の垣根を越えて、妊娠・出産・子育て支援からつながる一連の子ども・家庭支援体制を構築し、重層的な支援を行うためには、児童家庭支援センターの設置についても検討する必要があります。
- ・多機能化の一環として、市町村の子育て支援事業を行っている児童養護施設等が増えてきていますが、施設所在市町村以外の広域的な支援を行うのは難しい状況です。児童養護施設等が所在していない市町村において、近隣の施設との連携のニーズの有無を確認した上で、どのように実施していくか検討する必要があります。

- ・令和6年度から各市町村で、こども家庭センターや地域子育て相談機関の設置に取り組んでいますが、事業を十分に進める上では、県からの支援が必要です。
- ・一時保護までは至らなくても、子どもを一時的に預かることが必要というニーズは、多くの市町村で存在していますが、子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施のための資源がない市町村もあり、里親を活用したショートステイの実施についても検討する必要があります。里親によるショートステイに当たっては、里親への支援体制を県と市町村で調整する必要があります。

エ 乳児院における子ども家庭支援の新たな展開

<取組状況>

●老朽化施設の再整備による養育環境の改善

- ・令和4年度末、児童養護施設等施設整備費補助金を交付し、1乳児院の移転建替えを実施しました。令和5年度から定員を40名から35名に縮小、全室小規模ユニット化（小規模グループケアを2か所から6か所に変更）を図り、より家庭的な環境への整備に努めました。

●乳児院の多機能化等の推進による機能強化

- ・小規模化により、家庭的な体験（職員と入浴や食事をともにする）を積み重ね、早期の家庭復帰や里親委託への移行ができるよう努めています。
- ・令和3年度から国の「里親委託加速化プラン」の採択を受け、民間乳児院2施設に里親支援専門相談員を追加配置（1施設2名体制）しました。1名で実施してきた従来業務の強化（複数名での相談対応・家庭訪問による多面的な支援等）を図りました。また、満床状態が続いており、従来の乳児院の機能である一時保護・入所機能をフル活用している状況です。
- ・乳児院機能を生かした地域での育児支援として、令和6年10月から1乳児院において市町村からのショートステイ事業を開始しました。

<課題>

- ・乳児院から家庭復帰する子どもも多く、家庭に戻った子どものアフターケアで、家庭での養育を継続できるような予防的支援につなげていく必要があります。
- ・乳児院での一時保護や措置から家庭に復帰した後も、市町村のショートステイで受け入れることで、継続的な支援が可能となるため、乳児院でのショートステイ実施についても引き続き推進していく必要があります。

柱3 家庭と同様の環境における養育の推進

ア 里親等への委託の推進

<取組状況>

●フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

- ・令和2年度に中央児童相談虐待対策支援課、里親担当者会議を担当する課長、里親センターひこばえ、子ども家庭課で里親委託推進ロードマップを作成し、フォスタリング業務を4つのステップ（①広報・リクルート、②研修・トレーニング、③マッチング、④委託後の支援）に分け、具体的な取組内容等を整理しました。
- ・里親や里親会の協力について、各地区里親会が里親を対象としたサロンや研修を活発に行い、里親同士でのレスパイト・ケアも実施しています。
- ・県里親会のあり方について、令和3年度以降検討会を開催し、県里親会、中央児童相談所、子ども家庭課にて検討しています。地区里親会の活動が活発化していることもあり、県里親会の役割や事業内容を決めていく必要がありますが、検討に時間を要しています。
- ・児相に配置している里親担当児童福祉司について、所によっては複数名配置をしていますが、人事異動など知識や経験の積み重ねについて課題があります。
- ・市町村の広報誌掲載や里親制度のパンフレット等の配架、各所が里親講座を実施する際に市町村にも協力していただくなどの取組みを行っています。

・令和6年度に実施した県民ニーズ調査によると、里親制度について知っていることについての設問では、「他人の子どもを家庭で育てる制度である」ことを知っているという回答は81.6%でしたが、「養子縁組とは異なる制度である」ことは39.7%、「子どもが実の親のもとに帰る場合もある」ことは17.3%などとなり、社会的養護としての里親制度についてはさらなる普及啓発が必要です。

・同じく県民ニーズ調査によると、里親になってみたいと思うかという設問に対し、「そう思う」（1.3%）と「どちらかといえばそう思う」4.4%）を合わせて5.7%となり、潜在的な里親候補者に対してアプローチする広報・リクルートが必要です。

■図表16：フォスタリング機関事業実績

<里親制度の普及促進>

	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
里親セミナー	実施回数	11回	8回	2回	0回	0回	1回
	参加者数	586人	117人	200人	0人	0人	13人
里親制度に係る相談	電話相談	11件	47件	54件	39件	30件	19件
	来所相談	2人	24人	37人	15人	17人	16人

※里親センター事業年間報告書より

<里親の支援>

	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
里親からの相談	電話相談	329件	419件	410件	355件	277件	46件
	来所相談	225件	272件	179件	48件	36件	13件

※里親センター事業年間報告書より

●乳児院に一時保護委託・措置された乳幼児の里親等委託の重点的推進

- ・援助方針会議等で里親委託を積極的に検討しています。
- ・児童養護施設等入所児童についても里親への措置変更の可能性を検討するとともに、里親への措置変更に当たっての課題をデータから明らかにするため、令和2～4年度に親子支援チームによるヒアリングを活用した「里親への措置変更の可能性を探る調査」を実施しました。
- ・公的保護方向となった際に「**家庭養育**優先原則」を徹底するため、「措置決定に向けたフローチャート」を作成し、令和4年度は公的保護方向を決定したケースを対象にデータ収集、令和5年度は措置先を検討する際に使用して検証しています。

●ファミリーホームの設置促進

- ・令和6年4月1日に1か所設置したほか、設立相談を数件受けています。

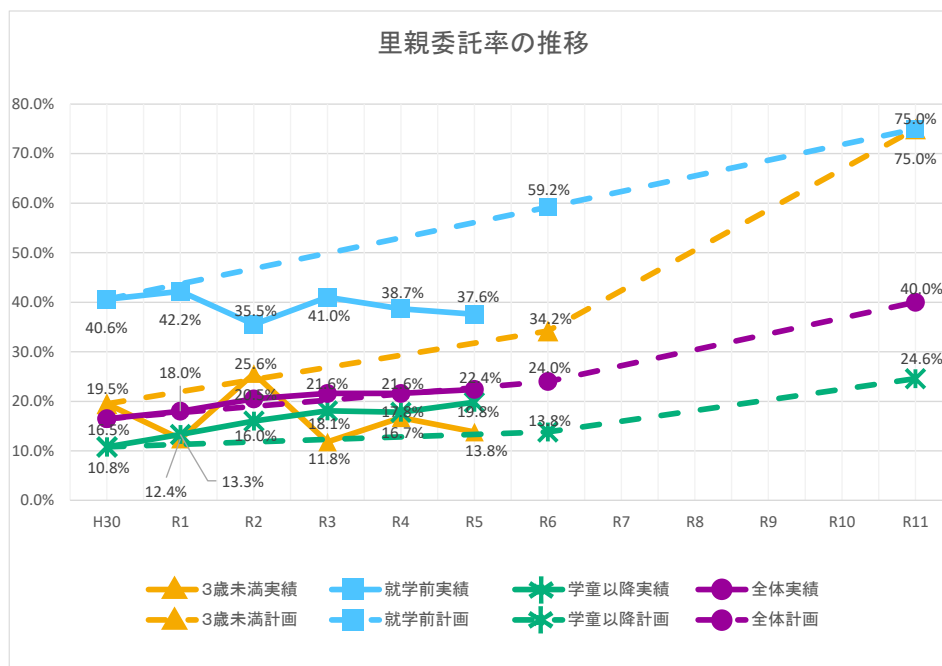
●専門里親の育成

- ・専門里親については、母子愛育会が行っている専門里親更新研修を受講しています。専門里親認定研修は令和4・5年度は受講実績がなく、有資格者のリクルートについては、実施できていません。
- ・里親への研修について、フォスタリングチェンジ・プログラム（FCP）導入に向けて、令和3年度から家庭養育支援センター、里親センターがFCPのファシリテーター養成講座を受講し、令和5年度に支援者向け1回・里親向け2回、里親相談員向け1回のFCP体験会を実施、令和6年度は里親を対象に1日3時間×12回のプログラムを実施しました。

＜目標値の達成状況と達成見込み＞

前期計画では、里親等への委託の推進について目標値を設定していることから、達成状況と達成見込みについて振り返りを行います。

■図表 17：里親委託率の推移



■図表 18：里親委託関係の実績及び目標値（R5 まで実績値、R6 と R11 は目標値）

里親委託率

実績値← | →目標値

年齢区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R11
3歳未満	12.4%	25.6%	11.8%	16.7%	13.8%	34.2%	75.0%
就学前	42.2%	35.5%	41.0%	38.7%	37.6%	59.2%	75.0%
学童以降	13.3%	16.0%	18.1%	17.8%	19.8%	13.8%	24.6%
全体	18.0%	20.5%	21.6%	21.6%	22.4%	24.0%	40.0%

里親等への委託子ども数

実績値← | →目標値

年齢区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R11
3歳未満	11	20	9	11	9	37	77
就学前	46	39	48	46	44	67	78
学童以降	61	71	80	81	92	70	116
全体	118	130	137	138	145	174	271

施設入所子ども数

実績値← | →目標値

年齢区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R11
3歳未満	78	58	67	55	56	69	25
就学前	63	71	69	73	73	45	26
学童以降	398	374	362	374	372	435	354
全体	539	503	498	502	501	549	405

里親登録数の実績及び見込み

実績値← | →目標値

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R11
里親登録数	241	253	269	304	312	280	360

施設定員（暫定）の実績及び見込み

実績値← | →目標値

施設区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R11
乳児院	77	77	77	77	71	71	67
児童養護	845	832	807	782	764	767	636

- ・全体の里親委託率については、ほぼ計画通りに推移しているように見えるものの、年齢別の内訳を見ると、学童期以降を除き、計画を大幅に下回っている状況です。
- ・これまでの状況を踏まえると、改定後の本計画の取組みを進めたとしても3歳未満と就学前の子どもについては、前期計画の目標を達成することは、非常に困難です。
- ・里親登録数は順調に伸びており、目標値を上回っていますが、前期計画で想定していた稼働率の向上は見られず、未委託里親が増えています。
- ・児童養護施設については、暫定定員は令和5年度の時点ですでに令和6年度推計を下回っています。

里親への委託が想定を下回っている要因としては、次のような点が考えられます。

- ・家庭養育優先がどのような意義を持ち、なぜ推進しなければいけないのか、何を目標としているのか、組織として現場の職員（里親担当以外の職員も含む）のレベルまで十分に浸透させられていない。
- ・主に児童相談所の職員が里親家庭の支援に当たっているが、日々の養育状況の把握や相談に常時応じるだけの人員配置がないため、里親家庭が増えてくると十分な対応ができなくなってしまう。また、里親家庭支援のためのスキルや知識をつける体制やスーパーバイズ体制が整備できていない。
- ・里親に対する研修体系が確立できていない。
- ・保護者から里親委託に対する同意を得ることが難しい。
- ・特に子どもが低年齢の場合は、家族再統合を目指すケースが多いが、里親家庭で保護者と面会交流を実施できる体制を整えるのが難しい。
- ・乳幼児を里親に委託できる体制（アセスメントを含む）が十分でない。
- ・子どもの課題が大きい場合に、里親が対応できるだけの支援をすることが難しい。
- ・共働きの里親が増えており、特に小さい子については、できるだけ家庭で愛情を持って養育して欲しいというニーズと合致しない場合がある。

イ 児童養護施設等の高機能化等

<取組状況>

●計画的な施設の小規模化及び地域分散化の推進

- ・令和2年度から年1回、乳児院、児童養護施設を対象にヒアリング、アンケートを実施し、小規模かつ地域分散化、高機能化、多機能化・機能転換等に向けた検討状況を把握してきました。計画を踏まえた施設の小規模かつ地域分散化の推進、レスパイトの促進を図るよう説明し、高機能化等を促してきました。

■図表 19：児童養護施設等の小規模化・地域分散化の状況（令和5年度）

施設種別	施設総数	小規模グループケア		地域小規模
		実施施設数	指定グループ数	児童養護施設
乳児院	3	3	10	0
児童養護施設	14	12	42	8（※）
児童自立支援施設	1	0	0	0
児童心理治療施設	1	1	6	0

※ うち1か所は休止中。

- ・毎年度、県内の政令市・中核市との定員協定会議を行い、社会的養護の状況を確認しながら協定枠の調整を行っています。

●施設の高機能化及び多機能化

- ・令和6年10月時点で、5児童養護施設、1乳児院で、市町村の子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）を実施しています。
- ・令和5年度から1児童養護施設において放課後児童クラブを運営しています。
- ・里親のレスパイト・ケアを各施設で実施しています。

●人材の確保と専門的ケアの充実

- ・研修については、中央児童相談所虐待対策支援課で一部実施していますが、人材確保・育成の取組については今後の課題となっています。

●子どもの専門的ケアニーズに応じた施設利用

- ・子ども自立生活支援センター（きらり）について、乳児院・福祉型障害児入所施設・児童心理治療施設の複合型施設として、それぞれの特色を生かした一体的な運営を行っています。

<課題>

- ・施設の小規模化及び地域分散化により、施設定員は減少傾向にありますが、代替養育を必要とする子どもの意向や状態に応じた適切な支援が行えるよう、養育を共に担う里親等と施設について十分な供給量を確保する必要があります。
- ・施設の小規模化及び地域分散化については、職員の孤立・閉鎖性のリスクを回避できるような体制の構築や安定的な施設運営が可能となる職員体制が確保できるよう、施設における人材確保、育成を支援する仕組みが必要です。

ウ 子どものパーマネンシーを保障する支援体制の構築

※前期計画においては、「パーマネンシー保障」の養護を後期計画よりも狭い意味で用いており、主に養子縁組に係る取組みを位置付けています。

●養子縁組への相談支援の充実

- ・平成 29 年度から里親センターひこばえに配置している養子縁組対応専門員を中心に、養子縁組に関する相談支援を進めています。里親センターひこばえ担当者がサロン実施やユースの会への参加をしています。
- ・年 1 回、里親センターひこばえにより、児童相談所職員など支援者向け養子縁組に関する研修会を実施しています。

■図表 20：特別養子縁組に関する研修を受講した児童相談所職員数

	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
支援者向け養子縁組に関する研修 (主催：里親センター)	実施回数	2 回	1 回	0 回	1 回	1 回	1 回
	参加者数 (児相職員)	14 名	13 名	0 名	10 名	11 名	11 名

※ 里親センター事業年間報告書より

●民間の特別養子縁組あっせん団体との連携に係る検討

- ・あっせん団体からの報告を受け、特別養子縁組の成立の状況を把握しています。
- ・里親センターひこばえ担当者が NPO 法人などが実施する養子縁組関係機関連携会議に参加したりサロン実施やユースの会への参加をしています。

●養子縁組制度の普及・啓発

- ・保育士試験会場や不妊治療機関でのリーフレット配布、大学等での PR 動画配信などを行っています。

<課題>

- ・養子縁組が必要な子どもの数や、特別養子縁組の成立に至らない理由など、実態を把握していく必要があります。
- ・「パーマネンシー保障」という言葉が、支援関係者の間でも認知や理解が進んでいないため、県として統一した考え方を示して関係者が共有していく必要があります。

柱 4 代替養育を経験した子どもの自立支援の推進

ア 代替養育を経験した子どもの自立支援ニーズの把握と支援

●代替養育を経験した者からの意見聴取

- ・毎月 1 回連絡会を開催し、退所児童等の意見聴取や状況調査等を行い、「あすなろワークブック」や「事例から学ぶ退所後ケアサポートガイド」の作成など、支援の検討や情報共有を実施しています。

●代替養育を経験した者へのフォローアップ

- ・あすなろサポートステーションは、支援対象となる児童が抱える金銭、就労、住居、人間関係等の様々な問題に対して相談に応じ、各支援機関との連絡調整を行なうとともに、相談時には本人に同行、アドバイス等を行うことにより問題の解決を図る取組みを随時行っています。

■図表 21：あすなろサポートステーション活動状況

年度	R1	R2	R3	R4	R5
情報収集・発信	494 回	385 回	191 回	238 回	738 回
相談同行	153 件	171 件	103 件	101 件	104 件
退所者・入所児童からの相談	1,841 件	2,311 件	1,745 件	1,811 件	2,271 件
施設職員等支援者からの相談	1,544 件	1,755 件	1,315 件	1,225 件	1,977 件

- ・児童養護施設等において、施設等退所前の進学・就職等の自立支援及び退所後のアフターケアを担う職員を配置し、入所児童等の退所前後の自立に向けた支援の充実を図っています。

■図表 22：児童養護施設等における自立支援の取組状況

加算種別	施設種別	実施内容	R2	R3	R4	R5
自立支援担当職員加算 (Ⅰ)	児童養護施設	施設数	5	8	10	10
		アフターケア対象者数	227	1034	851	876
		支援回数	3,248	8,178	8,741	10,002
	自立援助ホーム	施設数	1	2	2	2
		アフターケア対象者数	35	79	70	78
		支援回数	247	2,817	3,095	3,876
自立支援担当職員加算 (Ⅱ)	地域小規模児童養護施設	施設数	0	0	2	3
		アフターケア対象者数	0	0	27	29
		支援回数	0	0	812	1,125

<課題>

- ・あすなろサポートステーションの開設等により、リービングケア、アフターケアに関しては、県の取組みは充実してきており、また、支援者同士の情報共有等も盛んに行われていますが、社会的養護における自立とは何かということの共通認識が構築されていないため、基準を明示して、関係者間で共有していく必要があります。
- ・自立支援についての課題について、どのような構造で問題が起きているのかを明らかにするためには、実態の定量的な調査が必要です。特に、社会的養護経験者のその後の状況について、施設に対する調査は実施しましたが、社会的養護経験者本人による自記式の調査はできていません。取組みが、当事者に届いているのか、効果的な手法なのかを把握するために社会的養護経験者本人に対する調査が必要です。
- ・自立については、児童福祉だけではなく、他の制度や領域と切れ目なく重なり合っており、他の領域との横断的なプロジェクトが必要です。特に、虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった方については、関係する支援機関との協力が不可欠です。
- ・児童相談所における記録の保存期間は、原則 25 歳以上かつ解除後 6 年以上経過すると破棄の対象となっていますが、社会的養護の経験者にとって、自分の過去を振り返ろうと思えるようになるのは 25 歳よりもっと後になることが多く、その頃には記録が残っていないことがあります。社会的養護の経験者が、自分の過去を振り返ろうとした時に記録が残っていることは本人にとって非常に重要であるため、記録の保管期間についても議論が必要です。また、性犯罪等の公訴時効が延びたことで、児童相談所に記録の開示を求める場合があります、そうした観点からも記録の保存期間の延長が必要です。

イ 成人期へつなぐ子どもの自立支援の推進

●子どもの自立に向けた支援の充実

- ・退所までに、自立に必要な生活の知識、技術や経験が得られるよう、あすなろサポートステーションでは、生活、就労、進学など退所等を見据えて、児童が習得しておくべき内容を盛り込んだ自立支援研修を実施しています。また施設が行うキャリア教育に協力する等、随時対応しています。

■図表 23：あすなろサポートステーションにおける研修等の状況

<児童研修>

年度	R1	R2	R3	R4	R5
職場インターン	29 回	5 回	—	—	—
見学ツアー	10 回	11 回	6 回	8 回	5 回
児童向け研修	8 回	9 回	5 回	1 回	5 回
児童交流	58 回 (192 名)	17 回 (47 名)	46 回 (111 名)	68 回 (125 名)	61 回 (181 名)

<就労支援> (R3. 11～)

年度	R3	R4	R5
事業主向け説明	2 社	6 社	7 社
協力企業	86 社	89 社	92 社
相談が就職に結び付いた人数	12 人	14 人	16 名
就労と社宅等を合わせた自立支援（協力事業主訪問数）	3 回	3 回	7 回

<医療連携支援> (R3. 11～)

年度	R3	R4	R5
通院サポート	22 回	65 回	64 回
医療機関連絡・調整	6 回	26 回	17 回
精神不安相談	275 件	700 件	686 回

<法律相談支援> (R3. 11～)

年度	R3	R4	R5
法律相談	65 件	179 件	175 件

<アウトリーチ生活支援> (R3. 11～)

年度	R3	R4	R5
施設訪問	26 回	64 回	67 回
SNS メール等様子伺い	36 回	141 回	141 回
家庭訪問	20 回	50 回	51 回
職場訪問	4 回	8 回	8 回

- ・ケアリーバーへの支援として、一時的に住まいを失う可能性のあるケアリーバーに対し提供できる一時的な滞在場所を用意しあすなろサポートステーションの分室としての相談室を併設し、ケアリーバーへの相談機能を強化しました（令和5年7月開設）。

●社会的養護自立支援事業等の実施

- ・令和5年度までは、社会的養護自立支援事業として、措置解除後も引き続き居住の場を提供し、必要な支援を行う里親や児童養護施設等に対し、居住、生活に関する一定の費用を補助しました。また、就学者自立生活援助事業として、自立援助ホームに入所する20～22歳までの大学等に就学している者に対し、支援を行いました。
- ・令和6年度からは、対象が拡大した児童自立生活援助事業により、引き続き支援を行っています。

■図表 24：社会的養護自立支援事業等の実施状況

区分		R1	R2	R3	R4	R5
社会的養護自立支援事業	対象施設	6	7	10	15	16
	対象者	6	9	13	23	24
就学者自立生活援助事業	対象施設	1	0	0	2	1
	対象者	2	0	0	2	1
計	件数	8 件	9 件	13 件	25 件	25 件

●「継続支援計画」の作成と自立支援

- ・継続支援計画の作成や、そのモニタリング等、あすなろサポートステーションの自立支援コーディネーターが、本人、施設、児童相談所等とカンファレンスを随時実施しています。

■図表 25：自立支援コーディネーターの活動状況

年度	R1	R2	R3	R4	R5
継続支援計画の策定	2 回	2 回	7 回	31 回	17 回
支援担当者会議	2 回	3 回	21 回	27 回	20 回
面談等	13 回	23 回	27 回	43 回	181 回
カンファレンス等	16 回	19 回	15 回	19 回	26 回
調整等	164 回	155 回	274 回	224 回	1,040 回

●自立援助ホームの開設促進

- ・令和 4 年 10 月に男子を対象とした自立援助ホーム 1 施設が開設、令和 5 年 5 月に女子を対象とした自立援助ホーム 1 施設が開設し、男子・女子とも 2 施設ずつとなりました。
- ・既存施設を含め、各施設とも就学を目的とした子どもを受け入れています。

■図表 26：自立援助ホームの状況

<自立援助ホーム（対象：男子）>

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
施設数	1	1	1	1	2	2
定員（人）	6	6	6	6	12	12
平均在籍者数（人）	4.6	5.4	5.3	5.3	4.4※	
入居相談件数（件）	26	26	20	17	16	

※ 1 施設については令和 4 年 10 月開設、11 月入居開始のため、5 か月分の実績で算出

<自立援助ホーム（対象：女子）>

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
施設数	1	1	1	1	1	2
定員（人）	6	6	6	6	6	12
平均在籍者数（人）	5.5	5.2	4.7	5.6	5.8	
入居相談件数（件）	14	15	15	11	13	

※ 施設からの報告による。

※ 平均在籍者数には、私的契約を含む。

<課題>

- ・18 歳に近い年齢で保護された子どもたちは、自立支援以前のケアが必要であり、長くケアを受けてきた子どもたちとはニーズが異なるため、それぞれの支援の方法について分けて考える必要があります。

- ・進学する子どもに対する措置延長や自立支援事業での対応が充実してきている一方で、就職する子どもは、施設から出てしまった後に、仕事がうまくいかずに辞めてしまって、支援が必要になるということがあるため、就職後までのアフターケアを充実させていく必要があります。
- ・子どもが自分自身のこと（病気について、国籍について等）をあまり知らずに自立を迎え、自立後にどのような支援先を利用すればよいのか分からないことがあります。自立を迎えるに当たり、できる限り子どもに自分自身についての情報を伝えていく必要があります。
- ・子どもの精神科と成人の精神科を両方診られる医療機関は少なく、自立の際に、別の医療機関に移る際、申し送りが十分にされないことがあります。また、医師が変わることで不安を抱えることもあります。
- ・医療分野に対しても、児童福祉分野で行っている支援内容について知ってもらうため、啓発活動が必要です。
- ・里親については、施設に比べて自立に向けた情報が不足しがちです。里親への情報発信を強化するとともに、社会的養護自立支援拠点事業による支援や、児童自立生活援助事業所Ⅲ型の手続きや申請の支援など、里親委託解除前から委託解除後まで、継続的な支援が必要です。
- ・キャリア支援については、施設の自立支援担当職員が若く、子どもに指導することが難しい場合があります。職員向けツールの活用や、キャリアアドバイザー派遣の利用など、施設のニーズを把握した上で協力企業と連携を図っていく必要があります。

5 代替養育の需要量と供給量

現状に基づき、代替養育に関する需要量・供給量等を推計し、どれだけの量の確保が必要かを見込みます。

(1) 現況

令和6年3月1日現在、県が児童福祉法に基づき乳児院及び児童養護施設へ入所措置又は里親へ委託している子ども数は、合計で686人で、その内訳は、乳児院が66人(9.6%)、児童養護施設が472人(68.8%)、里親委託が148人(21.6%)となっています。(図表27)

■図表27：県所管児童相談所が乳児院、児童養護施設及び里親に措置・委託している子ども数（政令指定都市等の施設・里親に措置・委託している子どもを含む）（各年度3月1日現在）

	H30 年度		R1 年度		R2 年度		R3 年度		R4 年度		R5 年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
里親	113	16.1%	123	17.3%	131	19.0%	140	20.2%	135	20.2%	148	21.6%
乳児院	72	10.3%	67	9.4%	55	8.0%	64	9.2%	67	10.0%	66	9.6%
児童養護	516	73.6%	521	73.3%	503	73.0%	488	70.5%	465	69.7%	472	68.8%
計	701	100%	711	100%	689	100%	692	100%	667	100%	686	100%

また、県が所管している乳児院、児童養護施設及び里親の状況は、乳児院が3施設、児童養護施設が14施設、里親登録数が312組で、ファミリーホームが1か所です。

本県の特徴として、政令指定都市等と所管区域を越えて施設入所を行っており、本県所管の児童養護施設に入所している子どもの3割弱は政令指定都市等の措置児童となっています。(図表28)

■図表28：県所管の児童養護施設等に措置・委託されている子ども数（政令指定都市等が県所管施設・里親に措置・委託している子どもを含む）（令和6年3月1日現在）

	乳児院	児童養護施設	里親	合計
施設数・里親登録数	3施設	14施設	324組	—
措置・委託児童数 (うち政令指定都市等の措置・委託児童数)	62人 (0人)	650人 (185人)	153人 (6人)	865人 (191人)

(2) 代替養育を必要とする子ども数（需要量）

計画期間中の各年度における、代替養育を必要とする子ども数の見込み（需要量）を算出します。

ア 国の考え方

国の策定要領では、「近年の児童虐待相談対応件数や通告件数の増加等とともに、市区町村のこども家庭センターを中心とした相談支援や家庭支援事業の取組、都道府県の妊産婦等生活援助事業等の予防的支援による家庭維持の見込数のほか、親子関係再構築に向けた支援等による家庭復帰や親族養育等への移行、養子縁組の成立の見込数を踏まえること。併せて、市区町村の要保護児童対策地域協議会で管理しているケースやこども家庭センターのサポートプランの策定対象児童の数等を踏まえた在宅支援ニーズの見込みについても把握に努めること」としています。

イ 本県の考え方

前期計画では、現状で施設入所措置及び里親委託されている子ども数の割合を基に、将来の需要量を推計し、近年の児童虐待相談対応件数の増加等を踏まえて、潜在的需要についても加味して算出しました。

なお、里親等委託率の対象となる子どもは、乳児院入所児童、児童養護施設入所児童、里親・ファミリーホーム委託児童とされていることから、ここでの需要量には、一時保護及び児童自立支援施設や児童心理治療施設等への入所を必要とする子ども数については含めていません。

ウ 前期計画における推計と実績との比較

前期計画の推計と実績を比較すると、次のような状況です。（図表 29）

■図表29：代替養育を必要とする子ども数の見込み（需要量）の推計と実績

<前期計画の推計>

年度		2018年 (H30年)	2019年 (H31年)	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	2023年 (R5年)	2024年 (R6年)	2025年 (R7年)	2026年 (R8年)	2027年 (R9年)	2028年 (R10年)	2029年 (R11年)
児童人口（県所管域）	0～2歳	60,691	60,142	58,997	57,852	56,707	55,562	54,417	53,971	53,525	53,079	52,633	52,189
	3～6歳	86,768	84,647	83,382	82,117	80,852	79,587	78,324	77,257	76,190	75,123	74,056	72,990
	7～19歳	323,515	319,321	315,681	312,041	308,401	304,761	301,119	296,917	292,715	288,513	284,311	280,110
	計	470,974	464,110	458,060	452,010	445,960	439,910	433,860	428,145	422,430	416,715	411,000	405,289
代替養育を必要とする子ども数	0～2歳	109	109	109	108	107	107	106	105	104	104	103	102
	3～6歳	115	113	113	113	113	112	112	111	108	107	106	104
	7～19歳	506	505	505	505	505	505	505	499	492	484	478	470
	計	730	727	727	726	725	724	723	715	704	695	687	676
うち、施設入所・里親委託されている子ども数	0～2歳	103	103	102	101	99	98	97	96	95	95	94	93
	3～6歳	110	108	107	107	106	105	104	103	101	100	99	97
	7～19歳	488	486	484	482	481	479	477	471	464	457	451	444
	計	701	697	693	690	686	682	678	670	660	652	644	634
うち、2か月以上一時保護されている子ども数	0～2歳	6	6	7	7	8	9	9	9	9	9	9	9
	3～6歳	5	5	6	6	7	7	8	8	7	7	7	7
	7～19歳	18	19	21	23	24	26	28	28	28	27	27	26
	計	29	30	34	36	39	42	45	45	44	43	43	42

※H30 は実績、H31 以降は推計

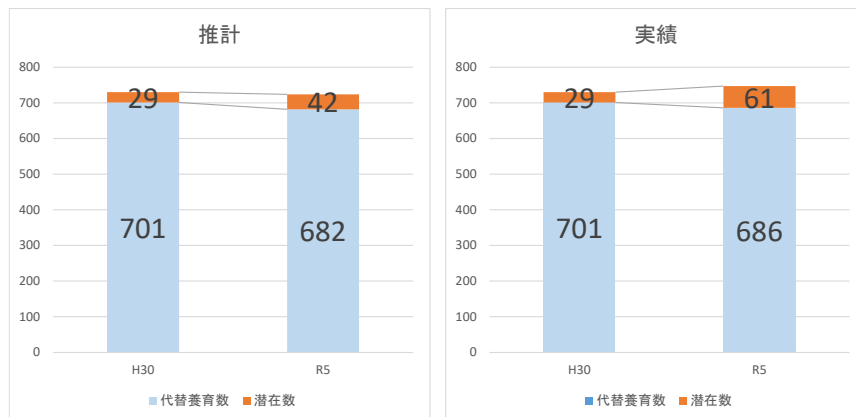
<令和5年度までの実績>

年度		2018年 (H30年)	2019年 (H31年)	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	2023年 (R5年)	2024年 (R6年)	2025年 (R7年)	2026年 (R8年)	2027年 (R9年)	2028年 (R10年)	2029年 (R11年)
児童人口（県所管 域）	0～2歳	60,691	58,550	54,988	54,014	53,191	51,970						
	3～6歳	86,768	86,117	84,512	83,064	81,071	78,628						
	7～19歳	323,515	320,720	318,528	314,111	311,882	309,327						
	計	470,974	465,387	458,028	451,189	446,144	439,925						
代替養育を必要とする 子ども数	0～2歳	109	105	93	87	90	78						
	3～6歳	115	112	111	135	115	134						
	7～19歳	506	531	516	524	509	535						
	計	730	748	720	746	714	747						
うち、施設入所・ 里親委託されて いる子ども数	0～2歳	103	101	90	80	88	72						
	3～6歳	110	109	104	124	99	118						
	7～19歳	488	501	495	488	480	496						
	計	701	711	689	692	667	686						
うち、2か月以上 一時保護されて いる子ども数	0～2歳	6	4	3	7	2	6						
	3～6歳	5	3	7	11	16	16						
	7～19歳	18	30	21	36	29	39						
	計	29	37	31	54	47	61						

前期計画の推計と実績を比較すると、次のような状況です。

- ・令和5年度時点の児童人口は、推計の439,910人に対し、439,925人（推計と比較して+15人）と、ほぼ推計どおりとなっています。ただし、年齢区分ごとの内訳をみると、0～2歳は△3,592人、3～6歳は△959人、7～19歳が+4,566人と、6歳以下の減少分と7歳以上の増加分が打ち消し合っている状況です。
- ・代替養育を必要とする子ども数は、緩やかに減少する想定でしたが、実際には横ばいの状況です。特に、潜在数として各年度3月1日時点で2か月以上一時保護されている子ども数を見込んでいたにもかかわらず、2か月以上の一時保護の子どもは増えています。（図表30）

■図表30：2か月以上の一時保護の子ども数の前期計画の推計と実績の差



エ 後期計画における推計

前期計画期間において、代替養育を必要とする子どもが減少していない状況を踏まえ、後期計画における令和6年度以降の代替養育を必要とする子ども数の見込み（需要量）の算出方法については、次のように見直しました。（図表31）

■図表 31：前期計画と後期計画における代替養育を必要とする子ども数の見込み（需要量）の算出方法

	前期計画	後期計画	変更理由
推計方法	代替養育を必要とする子ども数の見込み＝子どもの人口（推計・年齢区分ごと）×代替養育が必要となる割合（潜在的需要を含む）		変更なし
子どもの人口（推計・年齢区分ごと）	国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口（H30.3）」による。ただし、5歳ごとの区分であるため、「神奈川県年齢別人口統計調査結果（H31.1.1現在）」の比率を基に年齢区分ごとの人数を推計。	国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口（R5.3）」による。ただし、5歳ごとの区分であるため、「神奈川県年齢別人口統計調査結果（R6.1.1現在）」の比率を基に年齢区分ごとの人数を推計。	直近のデータに基づき再推計した。
施設入所・里親委託されている子どもの割合	各年度の子どもの人口に、前年度3月1日時点の、施設入所措置・里親委託児童数が県所管の子ども人口に占める割合を乗じて算出。令和6年度までは、施設入所措置及び里親委託されている子ども数の伸び率（H25～H30年度平均100.8%）をさらに乗じた。	各年度の子どもの人口に、前年度3月1日時点の、施設入所措置・里親委託児童数が県所管の子ども人口に占める割合を乗じて算出。令和6年度以降も、施設入所措置及び里親委託されている子ども数の子ども人口に対する割合の伸び率（H30～R5年度平均101.0%）をさらに乗じた。	虐待相談件数の増加傾向が継続しているため、令和11年度まで伸び率を乗じることとした。伸び率の算出に当たっては、人口減の影響を除外するため、子ども人口に対する措置・委託の子ども数の割合を用いた。
潜在的需要	一時保護期間が2か月を超える子どもを、代替養育の潜在的需要と想定。各年度の子どもの人口に、前年度3月1日時点の、潜在的需要数が県所管の子ども人口に占める割合を乗じて算出。令和6年度までは、年間一時保護人数の伸び率（H25～H30年度平均109.2%）をさらに乗じた。	一時保護期間が2か月を超える子どもを、代替養育の潜在的需要と想定。各年度の子どもの人口に、前年度3月1日時点の、潜在的需要数が県所管の子ども人口に占める割合を乗じて算出。令和6年度以降も、年間一時保護人数の子ども人口に対する割合の伸び率（H30～R5年度平均105.7%）をさらに乗じた。	一時保護期間が2か月を超える子ども数の増加傾向が継続しているため、令和11年度まで伸び率を乗じることとした。伸び率の算出に当たっては、人口減の影響を除外するため、子ども人口に対する年間一時保護人数の子ども人口に対する割合を用いた。

見直し後の推計方法により算出した、代替養育を必要とする子ども数の見込みは次のとおりです。(図表 32)

■図表 32：後期計画における代替養育を必要とする子ども数の見込み（需要量）

年度		2018年 (H30年)	2019年 (H31年)	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	2023年 (R5年)	2024年 (R6年)	2025年 (R7年)	2026年 (R8年)	2027年 (R9年)	2028年 (R10年)	2029年 (R11年)
児童人口（県所管域）	0～2歳	60,691	58,550	54,988	54,014	53,191	51,970	50,725	49,479	49,395	49,311	49,226	49,142
	3～6歳	86,768	86,117	84,512	83,064	81,071	78,628	76,537	74,446	73,451	72,456	71,460	70,465
	7～19歳	323,515	320,720	318,528	314,111	311,882	309,327	306,543	303,759	298,516	293,273	288,031	282,788
	計	470,974	465,387	458,028	451,189	446,144	439,925	433,805	427,684	421,362	415,040	408,717	402,395
代替養育を必要とする子ども数	0～2歳	109	105	93	87	90	78	77	76	77	78	79	80
	3～6歳	115	112	111	135	115	134	132	130	131	132	133	134
	7～19歳	506	531	516	524	509	535	537	539	537	535	533	531
	計	730	748	720	746	714	747	746	745	745	745	745	745
うち、施設入所・里親委託されている子ども数	0～2歳	103	101	90	80	88	72	71	70	71	72	73	74
	3～6歳	110	109	104	124	99	118	116	114	114	114	114	114
	7～19歳	488	501	495	488	480	496	496	496	492	488	484	480
	計	701	711	689	692	667	686	683	680	677	674	671	668
うち、2か月以上一時保護されている子ども数	0～2歳	6	4	3	7	2	6	6	6	6	6	6	6
	3～6歳	5	3	7	11	16	16	16	16	17	18	19	20
	7～19歳	18	30	21	36	29	39	41	43	45	47	49	51
	計	29	37	31	54	47	61	63	65	68	71	74	77

県所管域の児童人口は減少が続き、平成30（2018）年度と比較すると、令和11（2029）年度には約6万8千人減少する見込みとなっています。しかし、施設入所・里親委託されている子ども数及び潜在的需要数の児童人口に対する割合の伸び率を見込むと、代替養育を必要とする子ども数は横ばいになると考えられます。

また、市町村のこども家庭センターを中心とした相談・支援や妊産婦支援等の予防的支援、親子関係再構築による家庭復帰や親族養育等への移行、養子縁組などの取組みを進めることで、代替養育を必要とする子ども数の減少が見込まれますが、支援体制の充実により適切な代替養育につなげられる子どもも見込まれることから、全体としては現在の傾向が継続すると考えられます。

（3）里親等の供給量

代替養育の受け皿は、里親・ファミリーホーム（以下、「里親等」という。）と乳児院・児童養護施設の大きく二つに分けられます。ここでは、これまでの取組状況から想定される里親等の供給量を推計します。なお、県ではファミリーホームを設置したのが令和6年4月1日であるため、現時点での推計にはファミリーホームを含めません。

ア 里親登録の増加数の見込み

前期計画期間における里親登録世帯数の推移は次のとおりです。(図表 33)

■図表 33：里親登録数・辞退数の推移（各年度末時点、全里親種別の合計）

	R1	R2	R3	R4	R5	平均
新規認定登録数	26	16	25	46	27	28.0
里親登録辞退数	11	4	9	11	19	10.8
年度末里親登録数	241	253	269	304	312	—
増減数	15	12	16	35	8	17.2

過去5年間の平均を見ると、新規の認定登録数が28.0世帯、登録~~辞退~~数が10.8世帯で年17.2世帯の増加となっています。今後も里親制度の広報啓発や、里親家庭でのショートステイの実施による市町村と連携した里親リクルートの取組み等が進むことも加味し、年間20世帯の増を見込みます。(図表34)

■図表 34：里親登録数の見込み（各年度末時点、全里親種別の合計、R6以降は推計）

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
里親登録数	241	253	269	304	312	332	352	372	392	412	432

イ 里親の稼働率の見込み

過去5年間の稼働率（ $\frac{\text{里親・ファミリーホームの委託児童数}}{\text{（里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数）}}$ ）を見ると、おおむね4割程度で推移しています。

前期計画においては、取組みが進むにつれ稼働率も向上することを想定していましたが、こども家庭庁資料によると里親委託率の高い福岡市や新潟市でも稼働率は30%～40%台であり、本県も今後も40%台程度で推移する可能性が高いと想定されます。(図表 35)

■図表 35：里親稼働率の推移

	R1	R2	R3	R4	R5	
委託里親数	106	115	116	120	126	
里親登録数	241	253	269	304	312	
稼働率	44.0%	45.5%	43.1%	39.5%	40.4%	平均 42.5%

ウ 平均~~委託~~児童数の見込み

過去5年間の平均委託児童数（子どもの委託を受けている里親1世帯当たりの平均子ども数）を見ると、平均して1.14人となります。きょうだいケースなどを除き、積極的に複数委託を進めてはいないため、今後も同程度の平均委託児童数が想定されます。(図表 36)

■図表 36：平均委託児童数の推移

	R1	R2	R3	R4	R5	
委託子ども数	118	130	137	138	145	
委託里親数	106	115	116	120	126	
平均委託数	1.11	1.13	1.18	1.15	1.15	平均 1.14 人

エ 委託児童数の見込み

ア～ウを元に、令和6年度以降、里親数が年20世帯ずつ増加すると想定し、令和11年度の稼働率45.5%（R2実績）、平均委託数1.14人として委託里親数と委託子ども数を算出し、R6～11で均等配分すると次のとおりとなります。(図表 37)

■図表 37：里親委託可能な子ども数の見込み

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
里親登録数	241	253	269	304	312	332	352	372	392	412	432
委託里親数	106	115	116	120	126	137	149	161	173	185	197
委託子ども数	118	130	137	138	145	157	170	183	197	211	225
3歳未満	11	20	9	11	9	14	19	24	29	34	39
3歳以上の就 学前	46	39	48	46	44	49	54	59	64	69	74
学童期以降	61	71	80	81	92	94	97	100	104	108	112

(4) 乳児院・児童養護施設等の供給量

乳児院・児童養護施設の供給量については、今後、「家庭養育優先原則」を踏まえ里親等への委託を推進していきますが、取り組みの途上においては、保護が必要な子どもの行き場がなくなることのないよう、十分な受け皿を確保します。

なお、以下の実績及び推計は、各年度の暫定定員をベースにしています。

ア 乳児院の供給量の見込み

3歳未満の乳幼児については、里親等委託率の向上に最優先で取り組むこととしてきましたが、「4 前期計画の取組結果」に記載のとおり、本県における乳幼児の里親委託は予定どおり進捗していないところです。また、一時保護と措置を合わせ、乳児院が満床に近い状態が続いています。

今後、家庭復帰が見込まれるケースでの里親委託や、里親家庭での養育のメリットを説明した上での保護者の同意取得などにより、乳幼児の里親委託を進めていくことで、乳児院での養育が必要な子ども数は現在と比べて減少することが想定されますが、乳児院には、子ども自身や親子関係の評価などアセスメントのための入所（一時保護を含む）の役割や、子育て支援施策の充実に伴う子育て短期支援事業（ショートステイやトワイライトステイ）の役割が、今後ますます期待されることから、施設機能の拡充を考慮し、現時点では現在の供給量を引き続き維持する見込みです。（図表38）

■図表38：県所管乳児院の供給量

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
乳児院	77	77	77	77	71	71	71	71	71	71	71

イ 児童養護施設の供給量の見込み

児童養護施設の供給量を推計するに当たっては、以下の二点を基本的な考え方とします。

① 県全域の需要に応じた供給量の確保

本県の特徴として、政令指定都市等と所管区域を超えて施設入所措置を行っており、本県所管施設に入所している子どもの3割弱は政令指定都市等の子どもとなっています。広域自治体として、県全体の需給バランスを考慮する必要があり、政令指定都市等の需要にも配慮

した供給量の確保が求められます。

② 小規模かつ地域分散化の推進

家庭養育優先原則に基づき、小規模かつ地域分散化を進めることを前提に今後の児童養護施設の供給量を見込むことを基本的な考え方とします。しかしながら、小規模化・地域分散化を進めるためには、施設職員の人材確保と育成が必須であること、子どもの特性によっては**集団での生活が適しているなど**、一律に小規模化・地域分散化することが最良とはいえない場合があります。ことなどから、各施設の事情や法人の意向も踏まえ、慎重に検討する必要があります。

以上を踏まえ、次のとおり県所管児童養護施設の供給量を推計することとします。(図表 39)

■図表39：県所管児童養護施設の供給量

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
児童養護施設	845	832	807	782	764	748	699	算出中			644
(うち県分)	560	571	558	553	560	563	533				548

ウ 児童自立支援施設・児童心理治療施設の供給量の見込み

児童自立支援施設・児童心理治療施設については、いずれも里親等や児童養護施設では養育が困難とされる専門的な支援やケアを必要とする子どもの入所施設です。よって、里親等への委託の推進、乳児院・児童養護施設の小規模化・地域分散化が図られても、対象児童や入所ニーズに大きな変化はないと考えられることから、前期計画における供給見込量を維持することとします。(図表 40)

■図表 40：児童自立支援施設・児童心理治療施設の供給量

施設区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R11
児童自立支援施設	32	32	32	30	29	36	36
児童心理治療施設	42	36	34	31	39	42	42

(5) 代替養育の需要量の充足状況

(1)～(4)を元に、令和6年度から11年度の代替養育の需要と供給についてまとめると次のようになります。(図表 41)

■図表 41：代替養育の需要量と供給量

摘要		年齢区分	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
需要量	里親養育子ども数	3歳未満	9	14	19	24	29	34	39
		3歳以上の就学前	44	49	54	59	64	69	74
		学童期以降	92	94	97	100	104	108	112
		計	145	157	170	183	197	211	225

	施設養	3 歳未満	69	63	57	53	49	45	41	
	育子ど	3 歳以上の就学前	90	83	76	72	68	64	60	
	も数	学童期以降	443	443	442	437	431	425	418	
		計	602	589	575	562	548	534	519	
	3 歳未満		78	77	76	77	78	79	80	
	3 歳以上の就学前		134	132	130	131	132	133	134	
	学童期以降		535	537	539	537	535	533	531	
	計		747	746	745	745	745	745	745	
供給量	里親登録数		312	332	352	372	392	412	432	
	稼働里親数		126	137	149	161	173	185	197	
	入所可能人数	乳児院	71	71	71	71	71	71	71	
		児童養護施設	560	563	533	算出中				548
		計	631	634	604					619
	計		757	771	753					816

※施設入所可能人数は、政令市の定員枠及び割愛を除いた数字

なお、代替養育の需要量と供給量については、一時保護の状況や里親委託の推進状況を踏まえ、随時必要量を把握して、毎年度見直していきます。

（６）里親委託率の目標値との比較

前期計画においては、令和 11 年度の里親等委託率の目標値を、3歳未満 75.0%、3歳以上の就学前 75.0%、学童期以降 24.6%と設定しました。

前期計画の目標値を、（２）で推計した代替養育を必要とする子ども数に当てはめると次のようになります。（図表 42）

■図表 42：令和 11 年度に前期計画目標値を達成した場合の里親委託の状況

年齢区分	需要量	委託率	委託 子ども数	委託 里親数	平均 委託人数
3歳未満	80	75.0%	60	60	1.00
就学前	134	75.0%	101	86	1.17
学童以降	531	24.6%	131	111	1.18
全体	745	40.0%	292	257	1.14

※3歳未満については複数委託を想定せず、全体として平均委託人数 1.14 人となるよう調整

また、令和 5 年度実績から、令和 11 年度に前期計画目標値を達成する場合の里親委託子ども数について、毎年度均等に増加するよう割り振ると次のようになります。（図表 43）

■図表 43：前期計画目標値を達成するための毎年度の里親委託の状況

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	11	20	9	11	9	18	26	35	43	52	60
就学前	46	39	48	46	44	53	63	72	82	91	101
学童以降	61	71	80	81	92	99	105	112	118	125	131
全体	118	130	137	138	145	170	194	219	243	268	292

なお、目標達成に必要な委託里親数は 257 世帯であり、(3) で推計した委託里親数 197 世帯との差を埋めるには、里親登録数及び稼働率の向上を図る必要があります。

＜委託里親数 257 世帯を確保するために必要な里親登録数と稼働率＞

里親登録数が (3) での見込数 (432 世帯) である場合：59.5%の稼働率が必要

稼働率が (3) での見込率 (45.5%) である場合：565 世帯の里親登録数が必要

後期計画では、(3) 里親等の供給量で想定した里親委託数を確実に達成するとともに、前期計画目標値の達成に近づけるため、「7 具体的取組み」に掲げる取組みを推進していきます。

特に、未委託の里親の中には、正式な措置委託は受けていないものの、3 日里親や緊急一時保護の活動を行っている里親も含まれます。

また、令和 7 年度以降、市町村の「子育て短期支援事業（ショートステイ）」の「里親家庭での実施に向けた取組みを進め、里親の活動の場を広げていきます」。

こうした里親の活動は、里親等委託率には反映されませんが、より多くの子どもに家庭的な環境を経験させることができたり、一時保護が必要な子どもの受け皿であるなど、貴重な資源の一つとなっているほか、里親が長期の委託を受ける前に養育経験を積むという意味でも非常に重要です。

本県では、単に里親等委託率を上げることだけにとらわれるのではなく、こうした様々な形で里親の活動をより充実させることも重視して取組みを進めていきます。

6 取り組みの方向（4つの柱）

社会的養育を
必要とする



子どもたちが安心して健やかに成長し、
生き生きと暮らすことができる神奈川



実現

（１）子どもの権利擁護の推進

子どもが自らの権利を理解し、主体的に表明した意見が尊重される仕組みをつくり、子どもの権利が守られるようにします。

（２）子どもと家庭を地域で支援する取り組みの推進

児童相談所・施設・市町村等関係機関が一体となって子どもや家庭を支援する体制を充実・強化します。

（３）家庭と同様の環境における養育の推進

「家庭養育（里親等）」と「家庭的な環境での養育（乳児院・児童養護施設等）」との協働により、子ども一人ひとりに合った養育環境を提供します。

（４）社会的養護経験者等の自立支援の推進

社会的養護経験者等の自立する力を育み、支える環境を整えます。

7 具体的な取組み

(1) 子どもの権利擁護の推進

子どもが自らの権利を理解し、主体的に表明した意見が尊重される仕組みをつくり、子どもの権利が守られるようにします。

ア 子どもの意思形成と意見表明のための支援

子ども自らが生活する場を決めるなど、子ども一人ひとりの支援方針を決定するに当たり、子ども本人の意向が尊重されるよう、子どもの年齢や理解度に応じて、家庭の状況や代替養育の場に係る情報等の提供及び支援の選択肢を提示し、自分に関する重要な決定に参加できるよう支援の充実を図ります。

また、子どもが自ら有する権利の内容について理解を促進するとともに、育ちの中で、自分の気持ちをしっかり伝えられる環境（人・場所・機会）を整えるとともに、自分の意見を自信を持って表明できる力を養うための機会を確保し、意見表明するための支援の充実を図ります。

●児童福祉施設の職員等を対象とした権利擁護研修の実施【拡充】

- ・新採用職員、異動職員に対して年度当初の研修を実施し、その他の職員に対しても年1回以上の研修を実施します。
- ・実施に当たっては、子どもの権利を伝えることの重要性を職員に普及啓発するとともに、受講率や理解度を把握し、実施回数や実施時期、研修内容の見直しを図ります。

<関連する指標>

- ◆児童福祉施設の職員等を対象とした権利擁護研修の実施状況（指標編 P. 3）

●子どもを対象とした権利擁護に関する啓発プログラムの実施【拡充】

- ・一時保護及び措置・委託を行う子ども全員に対し、権利擁護の仕組み、職員の守秘義務、発した意見の扱われ方について啓発プログラムを実施します。
- ・措置／保護中の子どもに対しては権利ノートにより子どもの権利について年1回以上説明するほか、動画を活用するなど、子どもが楽しんで権利について学べるよう工夫します。
- ・関係職員への研修の実施や、子ども側の受け止め結果を職員にフィードバックすることで、一時保護及び措置・委託に当たって子どもの権利を伝えることの重要性を職員に浸透させます。
- ・措置／保護中の子どもに対して、子どもの権利擁護に関する取組みについて、当事者である子どもの認知度・利用度・満足度を確認する体制を整備します。

<関連する指標>

- ◆子どもを対象とした権利擁護に関する啓発プログラムの実施状況（指標編 P. 3）
- ◆子どもの権利擁護の取組みに対する子どもの認知度・満足度等（指標編 P. 3）

●「施設や里親家庭で暮らす子どもたちの話し合いの場」の開催【拡充】

- ・子どもたちがお互いに刺激し合って意見を形成し、自分たちの意見を県に対して伝える場として、「施設や里親家庭で暮らす子どもたちの話し合いの場」を開催します。会議で出された意見については、県がどのように受け止めたのかを子どもたちにフィードバックします。

＜関連する指標＞

- ◇「施設や里親家庭で暮らす子どもたちの話し合いの場」の開催状況（指標編 P. 4）

●援助方針づくりや自立支援計画づくりへの子ども自身の参画【拡充】

- ・意見表明支援事業とも連携し、当事者の参画を基本とした体制作りを進めます。なお、直接の会議等への参加が難しい場合には、子ども自身の希望を踏まえた形での参画ができるよう配慮します。

＜関連する指標＞

- ◇援助方針づくりや自立支援計画づくりへの子ども自身の参画状況（指標編 P. 5）

●子どもに係る記録の保存期間の延長【新規】

- ・子どもの「出自を知る権利」を保障し、また、令和5年の刑事訴訟法の改正による性犯罪関係の公訴時効期間の延長に対応するため、児童相談所が関わった子どもの記録については、電子化した上で保存期間の延長を行います。

イ 子どもの意見を聴き、代弁する支援

子どもにとって、大人がきちんと自分の意見を聴いてくれることはとても重要です。

施設や児童相談所の一時保護所では、子どもへのヒアリング、アンケートの実施、意見箱の設置などにより、子どもの声を聴く取組みを実施しています。しかし、施設等に入所している子どもたちは、自ら意見を発信しにくく、さらに、措置をしている児童相談所や生活の場である施設の職員には言いにくい場合もあります。

施設等で生活している子どもが、自分の意見を発信し、より良い生活の実現に生かせるよう、日常的に関わりのない第三者が子どもの意見を汲み取り代弁することで、自ら声を上げることの難しい子どもが意見を表明し、尊重されるよう支援する「かながわ子どもの声センター」の取組みをさらに進めます。

また、子どもに関わる職員が、子どもの意見を傾聴し、的確に汲み取るとともに、その子どもの状況を的確に把握した上で、最善の利益の保障の観点に立って適切にサポートすることができるよう、研修等により子どもが意見表明することの必要性和意義に対する理解を深めます。

●子どもの意見表明等支援事業（かながわ子どもの声センターの取組み）の推進【拡充】

- ・子どもの支援に日常的に関わっていない学識者や弁護士などの第三者が、定期的に子どもの意見を聴き、必要に応じて子どもが表明した意見を関係者につなぎ、代弁することにより、

子どもの声を個別の支援やより良い生活の実現に生かします。

- ・対象となる子ども全員が利用可能となるよう、実績に基づき、訪問回数や意見表明等支援員の増を検討するとともに、アンケート等により子どもたちの制度への認知度や満足度を把握し、事業の改善を図ります。

＜関連する指標＞

◆意見表明等支援事業の実施状況（指標編 P. 5）

●子ども人権推進事業の強化【継続】

- ・子ども専用の電話相談事業（人権・子どもホットライン）などを通じて、子どもの抱える問題の解決に向けた支援を進めます。

＜関連する指標＞

◇人権・子どもホットライン相談件数（指標編 P. 7）

ウ 子どもの権利擁護に係る環境整備

令和4年の児童福祉法改正では、施設等への入所や一時保護等の措置を行う時やその後の処遇について、子どもが意見を申し立てる環境を整備することが都道府県の責務となりました。

これを踏まえ、児童相談所の意見等聴取措置や、意見表明等支援事業を実施してもなお子どもと児童相談所の意見が異なり、納得や了解が得られない場合には、児童福祉審議会権利擁護部会に子どもが申し立てられる体制を整えます。

また、本計画の策定や見直しに当たっては、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）が参画するとともに、子どもに対してヒアリングやアンケートによる意見聴取を行い、その内容を反映させることとします。

●児童福祉審議会権利擁護部会に対する申立ての体制整備【新規】

- ・児童福祉審議会権利擁護部会に対し子どもが意見を申し立てられる体制を整備します。また、また、申立てに当たっては、意見表明等支援員が支援するなど、子どもが意見しやすい環境を整えます。

＜関連する指標＞

◆児童福祉審議会権利擁護部会に対する申立ての状況（指標編 P. 7）

●社会的養護施策への当事者意見の反映【新規】

- ・本計画の改定に当たっては、ワーキンググループの構成員として、社会的養護経験者に参加していただきました。今後の計画の見直しに当たっても当事者を検討メンバーに加えることとします。
- ・権利擁護や意見表明等支援事業に係るアンケートと併せて社会的養護施策についても子どもの意見を聴くとともに、「施設や里親家庭で暮らす子どもたちの話し合いの場」を活用して、子どもたちの意見を汲み取り、施策に反映します。

＜関連する指標＞

◆社会的養護施策への当事者意見反映状況（指標編 P. 7）

●社会的養護についての啓発活動【新規】

- ・社会的養護を必要とする子どもや、一時保護所、里親家庭、児童養護施設等について、広く社会に知ってもらう啓発活動に、子どもや社会的養護経験者とともに取り組んでいきます。

エ 子どもへの虐待の禁止の徹底

子どもの権利擁護の強化を図るため、保護者や養育者による体罰は虐待であることや体罰によらない子育てについて、子どもや保護者等の理解を促進します。また、被措置児童等虐待の禁止について、施設職員及び里親への徹底、施設入所児童等や関係機関への周知を行い、未然防止を図ります。

●体罰禁止及び体罰によらない子育てについての周知啓発【継続】

- ・体罰禁止及び体罰によらない子育てを推進するため、保護者及び養育者が子どものしつけに際して体罰を加えてはならないことについて、広く県民に周知するとともに、子どもから保護者まで、それぞれの理解を促進するため、啓発資料を作成し、活用していきます。

また、被措置児童等虐待を防止するため、施設職員や里親への研修を強化します。

＜関連する指標＞

◇体罰防止普及啓発事業の取組み（指標編 P. 7）

(2) 子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進

児童相談所・施設・市町村等関係機関が一体となって子どもや家庭を支援する体制を充実・強化します。

ア 児童相談所の体制強化と関係機関との連携強化

児童相談所は、子どもの安全確認や介入から支援まで、児童虐待への対応を総合的に行う中核的な専門機関です。近年の児童虐待相談対応件数の増加や重篤な事案の発生を踏まえ、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議）に沿って、児童虐待相談に適切に対応するために、児童相談所の環境改善、業務量に応じた職員配置や専門性の向上を図っていきます。

また、複雑かつ深刻化する児童虐待相談について、専門的知見を有する医療や法律に係る専門職の助言により、専門的な対応の強化を図ります。さらに、児童虐待による重大事例の検証を行うとともに、市町村や保育所・幼稚園・学校、警察、配偶者暴力相談支援センター等、様々な関係機関とのさらなる連携強化に取り組みます。

虐待、子育ての不安、しつけ等の様々な子どもや家庭の悩みに関する相談や虐待通告に関し、相談しやすい体制を整備して、児童虐待の未然防止、早期発見・対応の取組みを進めます。

●児童相談所の体制の強化【拡充】

- ・児童相談所の管轄人口は100万人までの範囲が目安とされていますが、管轄人口100万人以下の児童相談所が存する地域についても概ね50万人以下とするよう管轄区域の見直しを検討します。
- ・各児童相談所（6か所）に対して3年度に1回、第三者評価を実施します。
- ・児童福祉司、児童心理司、スーパーバイザー、市町村支援児童福祉司や各種専門職等の児童相談所職員について、本計画の取組みを推進し、子どもの最善の利益の実現を図るために必要な人材の確保・育成を行います。
- ・児童福祉司等の増員や弁護士等の配置等による法的対応体制を強化します。
- ・児童福祉司のこども家庭ソーシャルワーカー資格の取得を進めます。

<関連する指標>

- ◆児童相談所の設置状況（指標編P.8）
- ◆児童相談所の第三者評価の状況（指標編P.8）
- ◆児童福祉司・児童心理司・専門職員等の配置数（指標編P.8）
- ◆児童相談所職員を対象とした研修の実施状況（指標編P.9）

●相談しやすい体制整備による虐待の未然防止と早期発見・対応の推進【継続】

- ・電話及びSNSなど複数の媒体による相談・通告窓口を設け、児童虐待の未然防止や早期発見・対応を図ります。

●関係機関間のさらなる連携強化【継続】

・子どもの安全・安心を守るため、市町村、児童相談所、保育所、学校等教育機関、医療機関、警察、配偶者暴力相談支援センターなど、関係機関間のさらなる連携強化に取り組みます。配偶者暴力相談支援センターが一時保護したDV被害者が同伴している子どもについては、虐待を受けていた場合があるため、連携して子どもの支援の充実を図ります。

また、様々な支援を行う民間団体とも連携し、子どもや家庭を地域で支え、見守る体制を強化します。

●児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証と再発防止【継続】

・本県が行ってきた児童虐待による死亡事例等の検証結果及び提言を関係機関と共有し、再発防止に向けた取組みを強化します。また、市町村においても積極的な検証が行われるように技術的な助言を行います。

イ 子どもの権利が守られ適切なケアを提供する一時保護

児童虐待相談件数の増加に伴い、一時保護件数が増加しています。令和4年の児童福祉法改正を踏まえて国が策定した、一時保護施設の設備及び運営に関する基準及び「一時保護ガイドライン」に沿った一時保護ができるよう環境及び体制を整備するとともに、子どもの行動が制限される一時保護が長期化しないよう、迅速かつ効果的なソーシャルワークができるよう児童福祉司等の専門性の向上を図っていきます。

不適切な養育を受けるなどにより、様々な課題を抱え一人ひとりに応じた対応が必要な子どもが増える中、個別性が尊重され、子どもの権利を守り適切なケアが提供できる一時保護環境を整えます。また、特別な配慮を必要とする子どもへの対応が可能な設備やその他の環境を整えます。

一時保護の実施に当たり、温かく安心できる場を提供し、個別性が尊重されながら目的に応じた保護がなされるよう、施設や里親等の機能を生かした委託による一時保護を進めます。

また、学校に在籍している子どもについては、本人の希望を確認の上、それを尊重しながら、一時保護中でもできる限り在籍校への通学が可能となるよう、学校や教育委員会と連携して、子どもが教育を受ける権利の保障と学校や地域とのつながりの維持に努めます。

●一時保護所の定員増と体制強化【拡充】

・児童人口が減少する一方で、一時保護される子どもの人数は増えていることから、今後の保護ニーズを満たす定員を確保していきます。

・一時保護の目的を達成し、適切な支援が行われるよう、職員の意識や専門性の向上を図るため、非常勤職員や夜間指導員を含むすべての職員に対して研修を実施します。

・国の新たな「一時保護ガイドライン」を踏まえて一時保護所マニュアルを見直し、適切な一時保護の実施に努めます。

<関連する指標>

◆一時保護の状況（指標編 P. 9）

●子どもの状況に応じた施設や里親等への委託による一時保護の実施【継続】

- ・通学等、これまでの生活を継続しながら一時保護を実施することが望ましいなど、個別の事情や子どもの意向を考慮し、里親等への委託による一時保護を積極的に検討します。

＜関連する指標＞

◆一時保護の状況（指標編 P. 10）

●一時保護中の教育を受ける権利の保障【拡充】

- ・学校に在籍している子どもについては、在籍校への通学が可能な施設や里親等への一時保護委託を検討するとともに、一時保護所においても登校支援や学習機会を保障するため、学校や教育委員会と連携を図ります。

＜関連する指標＞

◇一時保護中の登校支援や学習機会の保障の状況（指標編 P. 10）

●一時保護所の自己評価及び第三者評価の実施【継続】

- ・一時保護中の子どもの権利を保障し、質の高い一時保護を実施するために、各一時保護所（3か所）が、3年度に1回、第三者評価を受審します。

＜関連する指標＞

◆一時保護施設の第三者評価の状況（指標編 P. 10）

●子どもの意見表明等支援事業（かながわ子どもの声センターの取組み）の推進（再掲）

ウ 市町村の子ども家庭相談体制の強化に向けた支援

家庭養育優先とパーマネンシー保障のためには、まず、子どもが慣れ親しんだ地域や家庭・家族から離れずに済むよう、予防的支援により家庭維持のための最大限の努力を行うことが求められます。

支援を必要とする子どもや家庭を早期に発見し、相談、支援を行う体制を整備・強化するため、市町村が設置するこども家庭センターが、母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康増進に関する支援と、子どもと家庭の福祉に関する支援を包括的に切れ目なく提供することができるよう、必要な情報の提供や研修の実施などに取り組んでいきます。

また、市町村要保護児童対策調整機関の職員の専門性の向上を図るため、研修の機会を確保するとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化や効果的な運営に向けて支援します。

そして、関係機関が把握した情報の速やかな集約、共有化により、安全確認ができていない子どもの調査・対応を推進し、支援を必要とする子どもや家庭の早期把握を図ります。

●市町村職員を対象とした専門研修や情報共有の機会の確保【継続】

- ・こども家庭センターの統括支援員研修や、要保護児童対策調整機関の調整担当者研修、その

他市町村職員を対象とした研修や連絡会を通じて、子ども家庭相談や妊産婦への支援に係る職員の専門性向上を目的とした階層別の研修や、各自治体の取組状況について共有の機会をつくるとともに、市町村と関係機関のさらなる連携強化を図ります。

＜関連する指標＞

◆市町村職員を対象とした研修の実施状況（指標編 P. 10）

◆県と市町村との人材交流の実施状況（指標編 P. 11）

●児童相談所による市町村支援の強化【継続】

- ・日常的な個別事例の対応においての連携や市町村職員への支援・協力とともに、市町村支援担当児童福祉司を児童相談所に配置し、市町村への支援を強化します。
- ・モデル的に実施した、児童相談所職員を市町村に派遣し、適正な役割分担・連携の強化を図る事業について、拡大に向けた検討を行います。

＜関連する指標＞

◆こども家庭センター設置状況（指標編 P. 11）

◆サポートプランの策定状況（指標編 P. 11）

◆市町村における家庭支援事業の実施状況（指標編 P. 11）

●児童家庭支援センターによるつながる支援の推進【新規】

- ・社会的養護の専門性を活用し、家庭からの相談や市町村への専門的助言を行う児童家庭支援センターを設置することで、子育て家庭とのゆるやかなつながりを維持し、子育て家庭の孤立を防ぐことを目指します。

＜関連する指標＞

◆児童家庭支援センターの状況（指標編 P. 12）

●ヤングケアラーへの支援【拡充】

- ・ケアラー・ヤングケアラーの支援者・支援機関（市町村、各種相談窓口等）のネットワーク構築や、困難事例の支援を行う「ケアラー支援専門員」を配置します。
- ・ケアラー・ヤングケアラーが、悩みや不安を気軽に相談できるよう、相談を一元的に受け付ける相談窓口を設けます。
- ・ケアラー・ヤングケアラーがケアに追われて社会から孤立しないよう、当事者同士のピアサポート、交流、息抜き、学習支援、情報収集等のための居場所づくりを支援します。

エ 乳児院における子ども家庭支援の新たな展開

乳児院では、障害のある子ども、虐待を受けた子ども、あるいは病虚弱の子どもなど、ケアニーズが高い子どもの養育を担っています。そのため、良好な家庭的な環境や適切な養育支援体制を整え、愛着形成や健全な心身の発達を促す専門的な養育を行いながら、養育実践の中で蓄積された知識やノウハウを活用した多機能化を進めていくことが必要です。

乳幼児への専門的な養育に加え、地域の子育て中の家庭からの相談を含む保護者への育児

指導等の支援により、地域での子育てを支援していきます。また、家庭生活に困難を抱える妊婦や出産後の母子等に対する支援、医療機関等の関係機関との連携による支援、親子関係再構築による家庭復帰支援のほか、里親への移行支援や里親養育の支援等、乳児院の機能を活用した支援の推進を図ります。

●乳児院の多機能化等の推進による機能強化【継続】

- ・児童の早期家庭復帰や里親委託を可能とするための支援を行い、親子関係の再構築等を図り、入所児童の早期の退所を促進します。
- ・乳児院機能を生かした地域での育児支援や妊産婦に対する支援など、多機能化を推進する事業の実施を支援しながら、社会的養育における乳児院の役割・機能について、検討していきます。

<関連する指標>

◆児童養護施設等の小規模化・地域分散化・多機能化の状況（指標編 P. 12）

オ 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組み

令和4年の児童福祉法改正において、家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携等まで一貫的な支援を行う「妊産婦等生活援助事業」が都道府県等の事業として位置づけられました。

虐待による0歳児の死亡事例が多い実情を踏まえ、予期しない妊娠や精神疾患のある養育者への相談、支援体制の充実が必要です。

出産後に児童相談所が介入した場合、保護者との信頼関係構築が難しくなりますが、妊娠の段階から母子保健の領域で関わっていく市町村とも連携し、困難を抱えた妊婦をきちんと把握し、ケアを充実させていくことは、高い支援効果が見込まれます。

また、出産より前の「妊娠したかもしれない」、「妊娠しているがどうしてよいかわからない」というような妊娠における葛藤を抱えている方や、さらには妊娠する前の教育など、子ども時代から思春期を通じて一貫した支援のあり方についても、関連する部署や機関と協力して検討を進めます。

●妊産婦等生活援助事業の実施【新規】

- ・乳児院で行われていた産前・産後母子支援事業の後継事業である妊産婦等生活援助事業について、知見を有する社会福祉法人等に設置を働きかけ、実施に向けて調整していきます。

<関連する指標>

◆妊産婦等への支援の状況（指標編 P. 13）

●助産施設・助産制度の体制整備と周知【継続】

- ・県所管の助産施設の設置数は、必要数を満たしているため、現状の体制を維持しつつ、引き続き制度の周知に取り組みます。

＜関連する指標＞

◆妊産婦等への支援の状況（指標編 P. 13）

●ひとり親家庭に対する子育てや生活の支援【継続】

- ・母子家庭、父子家庭及び寡婦が就業・職業訓練・求職活動等と子育てを両立できるようにするため、保育所の優先入所などの子育て支援とともに、疾病等により一時的に家事援助や育児援助が必要となった場合の支援を行います。
- ・様々な課題を持つひとり親家庭の生活基盤が安定するよう、母子生活支援施設への入所や公営住宅の優遇入居などのあっせんを行います。

(3) 家庭と同様の環境における養育の推進

「家庭養育（里親等）」と「家庭的な環境での養育（乳児院・児童養護施設等）」との協働により、子ども一人ひとりに合った養育環境を提供します。

ア 子どものパーマネンシーを保障する支援体制の構築

基本方向で示したとおり、本計画では、子ども自身がずっとともにいてくれると感じる信頼できる大人との、途切れないつながりを土台として、子どもが成長していくことの実現を最優先事項としています。

子どもが慣れ親しんだ地域や家庭・家族から離れずに済むよう、予防的支援により家庭維持のための最大限努力した上で、代替養育を必要とする子どもについては、子どもと養育する大人との間に、アタッチメント（愛着）がきちんと形成されて、その関係が途切れずに維持されていくと子ども自身が感じられる養育環境が提供できるよう努めます。そして、いろいろな場面や時間軸で複数存在するアタッチメント対象がチームを組むことで、子どもの暮らし全体を安心できるものにすることを目指します。

代替養育にあっても信頼できる大人との途切れないつながりを築きつつ、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底し、家庭に対して、子どもを心身ともに安全かつ健全に養育できるよう支援を最大限に行うことで、家庭復帰を目指します。

また、パーマネンシーを保障する手立てのひとつである養子縁組についても、里親センターに配置した養子縁組の相談に対応する職員が、児童相談所と連携し、養子縁組の相談への対応、養子縁組に向けた子どもの適応状況等の確認、養子縁組後のフォローアップに取り組んでいます。

子どもに安定的かつ永続的な養育環境を提供するため、特別養子縁組制度への理解を広め、担い手を増やすとともに、特別養子縁組が適当と考えられる子どもについての検討に当たって十分なアセスメントやマッチングが行われるよう、児童相談所職員の理解を促進し、相談支援体制を整えていきます。

●児童相談所におけるケースマネジメント体制の強化【拡充】

- ・各児童相談所に里親支援担当の児童福祉司を配置し、地域の社会資源を活用したソーシャルワークによる里親支援を行っていますが、今後、里親委託の進展や里親支援センターの設置により、一層の専門性が求められることから、専門チームや担当係の配置なども含めた体制整備に向けた検討を進めます。

<関連する指標>

- ◆パーマネンシー保障の推進（指標編 P. 14）

●親子関係再構築に向けた体制の強化【拡充】

- ・県では独自に、親子関係の再構築、家族再統合に向けた支援をケース担当者とは別に役割分

担する、親子支援チームの取組みを行ってきましたが、令和4年の児童福祉法改正により、親子再統合支援事業の実施が都道府県の努力義務とされたことを踏まえ、体制の強化について検討します。

<関連する指標>

◆親子関係再構築の推進（指標編 P. 14）

●養子縁組への相談支援の充実【継続】

- ・特別養子縁組を含む養子縁組の相談、養育支援、縁組後のフォローアップなど、里親センターを中心に相談支援を進めていきます。
- ・特別養子縁組に関する児童相談所職員の研修受講の促進等、児童相談所における養子縁組に関する相談支援体制を強化します。

●民間の特別養子縁組あっせん団体との連携に係る検討【継続】

- ・民間の特別養子縁組あっせん団体による特別養子縁組の成立の状況を把握（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 第32条第一項）するとともに、あっせん団体との連携を検討していきます。

●養子縁組制度の普及・啓発【継続】

- ・里親セミナーの開催、広報啓発物の作成・配布、情報コーナーの設置などを企画・実施し、里親制度とともに、養子縁組制度についての周知を図ります。

<関連する指標>

◆特別養子縁組の推進（指標編 P. 15）

イ 里親等への委託の推進

様々な課題を抱え、代替養育を必要とする子どもについて、子ども一人ひとりのニーズに応じた保護・養育の場を提供することを念頭に置きながら、家庭養育優先原則を踏まえ、里親委託を優先して検討します。特に、愛着関係の基礎をつくる時期にある乳幼児については、前期計画の取組状況を踏まえ、里親宅においても家庭復帰を目指すことができる体制を整えるなど、重点的に里親委託を推進することとしていきます。

なお、現在施設に入所している子どもの里親等委託については、本人へ十分な情報提供をしたうえで、その意向を汲み取り、慎重に検討することとします。

本県では、児童相談所、児童養護施設に併設した家庭養育支援センター、乳児院や児童養護施設に配置する里親支援専門相談員、さらに里親センターが連携し、里親委託を推進してきました。里親支援機関の中で、里親センターは児童相談所と連携しながら統括的な役割を担い、総合的かつ広域的な調整を行っています。児童相談所は、里親の認定登録手続き及び子どもを措置委託する機関として、里親子への支援全般を実施する役割を担っています。

令和4年の児童福祉法改正において、一連のフォスターリング業務を包括的に行う「里親支援センター」制度が創設されましたが、これまでの県の里親支援体制の長所を生かしつつ、里親

支援の知見を有する社会福祉法人等と調整しながら、里親支援センターの設置に向けた検討を進めます。

フォスタリング業務の実施体制をさらに充実させるとともに、里親研修の充実等を通じて、病気や障害などの様々な課題を抱えた子どもの養育技術の向上を図るなど、多様なニーズに応えられるようにしていきます。

また、家庭復帰の見込みがあることや保護者の同意が得られないなどの理由から里親委託につながらない子どもたちがいますが、子どもにとって必要な養育環境を提供するという観点から、里親委託中の保護者との交流の実施や里親家庭での養育の長所を説明した上での同意取得などにより、こうした子どもたちの里親委託の可能性についても検討を進めていきます。

●フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築【拡充】

- ・現在、里親センター、家庭養育支援センター、児童相談所が連携し、里親制度の普及啓発、里親の開拓、里親研修、子どもと里親家庭とのマッチング、里親支援などの一連のフォスタリング業務について、包括的に実施する里親支援センターの開設に向けた検討を進めます。
- ・里親委託を推進できるよう、里親や里親会の協力を得ながら、里親支援事業等の拡充などを検討するとともに、委託後の里親を支える相談支援やレスパイトを含め、必要な事業を実施します。
- ・各児童相談所に配置した里親支援担当の児童福祉司について、専門チームや担当係の配置などの体制整備も含めた検討を行い、地域の社会資源を活用したソーシャルワークによる里親支援を強化していきます。
- ・児童養護施設の里親支援専門相談員が、施設と里親の間に入り、3日里親の活動を支援します。
- ・市町村のショートステイを里親家庭で実施する取組みなどにより、里親制度の普及啓発や里親養育をしやすい地域づくり、里親のリクルートについて、市町村との連携を深めていきます。
- ・施設や里親間でのレスパイトの推進や、市町村のショートステイやトワイライトステイを里親がレスパイトとして活用できる仕組みについて検討を進めます。

<関連する指標>

- ◆里親等委託率（指標編 P. 15）
- ◆新規里親登録数・登録里親数・委託里親数・委託子ども数（指標編 16）
- ◇3日里親、緊急一時保護里親の活動状況（指標編 P. 17）
- ◆フォスタリング機関の状況（指標編 P. 17）
- ◆里親に係る研修の状況（指標編 P. 18）

●専門里親の育成【継続】

- ・虐待により心身に影響を受けた子どもや障害のある子どもなど、専門的なケアを必要とする

子どもも、できるだけ里親のもとで養育するには、専門里親を育成していく必要があります。看護師や保育士等の有資格者などをターゲットとした里親広報・リクルートにより、専門的知識を持った里親を開拓するとともに、里親への研修の充実に取り組みます。

●乳児院に一時保護委託・措置された乳幼児の里親等委託の重点的推進【継続】

・乳児院で養育される乳幼児については、児童相談所において里親等委託を積極的に検討し、保護者に対し里親家庭での養育のメリットを丁寧に説明するなどして、里親等委託が適当な子どもは、早期に安定した家族関係の中で愛着形成ができるよう進めていきます。

●ファミリーホームの設置促進【継続】

・家庭養護の一形態であるファミリーホームについては、子ども同士の相互作用を活かしつつ、複数の子どもがいる環境のほうがより適合しやすい子どもに適しており、個人の里親には不安感を持つ保護者にも受け入れられやすいことから、開設希望者からの相談に応じて手続きについて説明するなどして開設を促進します。

<関連する指標>

◆ファミリーホームの状況（指標編 P. 18）

ウ 児童養護施設等の高機能化等

虐待の未然防止、親子関係再構築、家庭復帰に向けた家庭環境の調整、家庭復帰後の虐待の再発防止のための家庭支援の充実や、里親養育の支援等、施設の専門的な養育機能を生かした地域支援の充実を図ります。

様々な事情や発達課題を抱え、家庭での養育が困難な子どもたちが、傷ついた心身を癒し回復して、健やかな発達が保障されるようにします。そのため、安全かつ安心して生活できるより家庭的な養育環境や、施設が安定的に運営できる体制の整備を図ります。

障害特性や子どもの心理的・医療的ケアなどの、専門的ケアの必要度に応じて、個々の子どもに適切なケアが提供できるよう、人材育成や体制整備を図ります。

また、県と市町村と施設が連携し、市町村が行う家庭支援事業等の子ども家庭支援に施設機能を活用するなど、県と市町村との垣根を越えて、地域で生活する子どもや家庭の支援ニーズに応える取組みを進めます。

●計画的な施設の小規模化及び地域分散化の推進【継続】

・老朽化した施設の改築やグループケアの適正規模化を計画的に進めるなど、より家庭的な環境で子どもたちが生活できるように養育環境整備や安定的に運営できる体制整備を図ります。

・小規模化及び地域分散化の推進に当たっては、県所管域における施設養育を必要とする子どもが適切に養育を受けられるよう、必要な定員を確保します。なお、県所管施設の他自治体定員枠については、施設総定員の動向や施設養育を必要とする子どもの状況をみながら見直しをします。

- ・地域分散化については、職員の孤立・閉鎖性のリスクを回避できるような体制の構築や安定的な施設運営が可能となる職員体制の確保に留意し、法人・施設と協議しながら進めていきます。

●施設の高機能化及び多機能化【継続】

- ・家庭復帰や里親委託、あるいは施設退所児童へのアフターケアなど、個々の子どものニーズやその家族への支援ニーズに合った養育や支援の提供、レスパイトや相談支援など里親支援の充実について推進していきます。
- ・児童家庭支援センターの運営や市町村の家庭支援事業の実施など、施設の専門的な養育機能を地域への支援に生かす取組みを進めます。
- ・地域に根付き、多くの大人が関われる環境を生かしながら、個別的配慮のもとでの支援に取り組んできた、従来の各施設の養育実践を生かしながら、家庭養育が困難あるいは不適当な子どもの支援ニーズに応えられるよう、多様な養育の場を確保できるようにします。

<関連する指標>

◇県所管施設の概況（指標編 P. 18）

◆児童養護施設等の小規模化・地域分散化・多機能化の状況（指標編 P. 19）

●人材の確保と専門的ケアの充実【拡充】

- ・子どもたちの養育に携わる職員が生き生きと働ける環境を整え、社会的養護の担い手となる人材が確保できるよう、必要な取組みを進めます。
- ・また、児童相談所の一時保護所を含む社会的養護関係施設職員が身に付けておくべき専門的ケアについての知識や技能を学ぶ研修の機会の確保や、こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得に向けた支援等、施設職員の支援技術の向上を図るとともに、施設現場を支援するため、スーパービジョンやコンサルテーションを行う仕組みについて検討します。

●多様な子どもの支援を推進する民間施設支援【継続】

- ・できる限り良好な家庭的環境を提供し、子どもへの個別対応を基本とした養育を行う民間児童福祉施設に対して補助し、支援の質の向上を図ります。

●子どもの専門的ケアニーズに応じた施設利用【継続】

- ・子どものケアニーズを的確にアセスメントし、社会的養護関係施設及び福祉型障害児入所施設など種別が異なる施設の効果的な利用や施設間の連携について検討する場を設け、制度のはざままで支援が行き届かない子どもが生じないようにしていきます。

エ 障害児入所施設における支援

- ・障害のある子どもの養育についても、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で行われる必要があります。

●「良好な家庭的環境」における養育の推進【継続】

- ・福祉型障害児入所施設において、「できる限り良好な家庭的環境」で子どもを養育できるよう、ユニット化を進めることを含めて検討します。

＜関連する指標＞

- ◆福祉型障害児入所施設の家庭的環境整備状況（指標編 P. 19）

(4) 社会的養護経験者等の自立支援の推進

社会的養護経験者等の自立する力を育み、支える環境を整えます。

ア 社会的養護経験者等の自立支援ニーズの把握

児童養護施設等を退所した児童や里親から自立した児童（以下、「社会的養護経験者」という。）のその後の生活状況や家族との関係、社会に出てから抱える課題など、措置解除後の支援ニーズについて把握することは、その後の支援を考えるうえで大切です。

令和4年の児童福祉法改正においては、社会的養護経験者等の実情を把握することが、都道府県が行わなければならない業務として位置付けられました。

そこで、社会的養護経験者の生活状況を確認するとともに、施設等のケアや自立支援に対するニーズを把握し、今後の施策に活用するための実態把握調査を実施するとともに、社会的養護経験者等の就労や生活全般の相談支援を行っている「あすなろサポートステーション」（社会的養護自立支援拠点事業所）の活動や施設のアフターケアを通して、退所児童等の現状や課題を引き続き把握し、退所前から退所後のケアの充実や、その他施策の検討に生かしていきます。

●社会的養護経験者等の実情把握【拡充】

- ・毎年度、社会的養護を経験した方に対してアンケート調査を実施して、現在の生活状況を確認するとともに、施設等のケアや自立支援に対するニーズを把握して、今後の施策に活用します。
- ・あすなろサポーター・職業指導員連絡会を活用し、アフターケアや自立支援に係る事業を通じて、社会的養護経験者の支援ニーズを把握します。

<関連する指標>

◆社会的養護経験者の実情把握の状況（指標編 P. 20）

●社会的養護自立支援協議会の設置【新規】

- ・社会的養護経験者、児童相談所、市町村（こども家庭センター）、児童福祉施設、里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム、社会的養護自立支援拠点事業所、医療機関、就労支援機関等の関係機関が協議を行う場である「社会的養護自立支援協議会」を設置して、実情把握の方法等についての事前の検討や、調査結果に基づく評価、その後の施策への反映等について協議します。

●社会的養護経験者等へのフォローアップ【拡充】

- ・市町村やあすなろサポートステーション等、退所後に相談できる社会資源の情報提供を進めるとともに、施設の実家機能を生かして、退所児童等が必要な時に相談支援が受けられるようにしていきます。
- ・また、あすなろサポートステーション事業と各施設とのネットワークを活用した取組みによ

り、退所児童等の状況把握に努め、支援につなげるようにしていきます。

・なお、施設や里親、児童相談所などが、家庭復帰した子どもも含め退所児童等の生活課題を把握した際には、相談に応じるとともに必要な支援を実施していきます。

・社会的養護自立支援拠点事業における、虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった方からの相談の状況から、支援ニーズを把握していきます。

イ 成人期へつなぐ子どもの自立支援の推進

社会的養護経験者や、虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった方が心理的・身体的に安全で安心な居場所が確保できていて、他の人とつながりながら自らの意思決定に基づき、社会の中で暮らすことができるようになるために必要な支援が提供できる体制を整えていきます。

近年、社会的養護経験者等への自立支援の拠点となる「あすなろサポートステーション」の登録者が増加し、自立支援の体制を強化する必要性が生じています。そこで、「あすなろサポートステーション」と、各施設に配置された職業指導員やあすなろサポーターとの協働によるアフターケア体制を基本に、社会的養護経験者等への自立支援を進めていきます。

また、令和4年の児童福祉法改正により、児童自立生活援助事業の年齢制限が弾力化されるとともに、従来の「自立援助ホーム」(Ⅰ型)に加えて、児童養護施設等(Ⅱ型)や里親・ファミリーホーム(Ⅲ型)でもこの事業を行うことが可能となったことも踏まえ、児童相談所・施設・里親が連携して、措置解除後を見据えた子どもへの支援に取り組んでいきます。

●子どもの自立に向けた支援の充実【継続】

・施設等で育った子どもが一般家庭の子どもと同様に社会において自立していけるよう、退所までに、自立に必要な生活の知識、技術や経験が得られ、個別のニーズに合った必要な支援が施設において受けられるようにしていきます。

●社会的養護自立支援拠点事業の実施【拡充】

・あすなろサポートステーションにおいて、児童養護施設等を退所する児童や、里親から自立する児童を支援し、安定就労を図るため、児童に対する相談支援や施設職員に対する研修事業などを実施します。

・あすなろサポートステーションの分室としての相談室を設置して、緊急的に居住の場を失う可能性のあるケアリーバーに提供できるシェルターを運用します。

・虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった方からの相談に応じ、必要な支援につないでいきます。

・実態把握調査結果等を基にニーズを把握し、あすなろサポートステーションの利用実績を勘案して、必要拠点数を検討します。

<関連する指標>

◆社会的養護自立支援拠点事業の事業実績(指標編 P. 20)

●「継続支援計画」の作成と自立支援【継続】

- ・あすなろサポートステーションに配置した自立支援コーディネーターの統括のもと、当事者を主体とした自立に向けた計画の作成や、個別ニーズに応じた自立支援を促進します。

＜関連する指標＞

◆社会的養護自立支援拠点事業の事業実績（指標編 P. 20）

●児童自立生活援助事業の推進【拡充】

- ・自立に向けた支援を必要とする 10 代後半の子どもが、支援を受けながら就労や就学をすることができるよう、自立援助ホーム（児童自立生活援助事業Ⅰ型）、児童養護施設等（Ⅱ型）やファミリーホーム・里親宅（Ⅲ型）での事業実施など、多様な支援の場を確保していきます。
- ・自立援助ホームについては、設置希望者からの相談に応じ、拡充を図っていきます。

＜関連する指標＞

◆児童自立生活援助事業の実施箇所数、利用状況（指標編 P. 20）

●子どもに係る記録の保存期間の延長【新規】（再掲）

8 計画の進捗管理・評価

計画の進捗状況については、毎年度、「4つの柱」に関する指標等により実態を把握し、里親委託等推進委員会及び社会的養護自立支援協議会において点検・評価を行い、神奈川県児童福祉審議会（施設里親部会・権利擁護部会）に報告するとともに、その結果を公表します。

また、点検・評価によって明らかになった課題等に対し、計画の見直し等を行います。

なお、進捗状況の点検・評価、計画の見直しに当たっては、子ども（社会的養育経験者を含む）の構成員としての参画や、アンケート・ヒアリングにより当事者等の意見を踏まえることとします。